

# 自治研 かながわ

2022 **10** No.198  
(通算 262号)

## CONTENTS

巻頭言 戦争と平和と自治体と職員

特集 戦争・平和・人権と地方自治

草の根から平和を求めて -ウクライナ、沖縄、地域主義-

ジャーナリスト(元読売新聞編集委員) 青山 彰久 . . . . 1

私が考える「戦争と平和」

ヨーロッパ・ドイツの政治教育から見た「戦争と平和」

早稲田大学名誉教授 坪郷 實 . . . . 12

二度目の敗戦を迎えて -「吉田路線」とアベノミクス-

関東学院大学名誉教授 久保 新一 . . . . 15

開放的攻勢的地域主義の可能性

大正大学社会共生学部公共政策学科教授 江藤 俊昭 . . . . 19

自治体の平和政策

神奈川県地方自治研究センター研究講師(元藤沢市職員) 杉測 武 . . . . 24

第57回自治研神奈川集会・シンポジウム「地方自治と平和・人権の現在を考える」

基調講演「地方自治の危機と自治研活動の役割」

公益社団法人神奈川県地方自治研究センター理事長 佐野 充 . . . . 29

パネルディスカッション「地方自治と平和・人権の現在を考える」

法政大学名誉教授・相模原自治研センター副理事長 田中 充

神奈川人権センター理事・横須賀自治研センター理事長 早坂 公幸

神奈川平和運動センター前事務局長 道田 哲朗

一般社団法人勤草塾事務局 岩沢 弘秋 . . . . 33



公益社団 神奈川県地方自治研究センター

♪静かな、静かな里の秋……。川崎に残された数少ない里山の黒川地区を毎朝のようにウォーキングしている。稲刈りの終わった田んぼや柿、栗の実に魅せられながらつい口ずさむこの歌が、実は戦後まもなく南方戦線に送られた父親の引き揚げを待ち焦がれる家族がモデルであったことを最近知った。スマホから流れる倍賞千恵子の3番の歌詞は、すっかり秋の景色をうたったものと思っていた自分の浅学を恥じるとともに、今ウクライナで戦禍にまみれている映像と重なった。

諸事情はあれ、プーチンの時代錯誤の攻撃、侵略であることは論をまたないが、日本にとって台湾有事、北朝鮮の脅威は他人事ではない。あれほど重ねて民意が明らかになった沖縄だけでなく、我が家の頭上を飛び交う米軍のヘリやオスプレイが頻繁にうるさくなってきたことは、相当ヤバイと思われる。

ウクライナ戦禍が報道されるたび、遠い日本の一市民としてできることが少ないことに虚しさを感じた。募金や避難民の支援などできるだけことはしなければならぬが、巨大国家が実行している暴力に太刀打ちはできない。まして、旧統一教会問題に翻弄されている日本の政治にも何も期待できない。

その非力な市民を元気づけられるのは、地方自治体であるとは荒唐無稽であろうか。90年代からの地方分権改革で、外交は国の専権事項とされてしまったように思う。そうだろうか。長洲県政の目玉政策の一つに、自治体外交、市民による草の根外交があった。全国の自治体が国際姉妹・友好都市交流を広げた。非核・平和自治体宣言を通じて、国際的な核兵器廃絶に向けた自治体ネットワークを結んできた。さらには、内なる国際化という外国人市民の人権施策にまで議論が及んだ。それは対外的な国家暴力＝軍隊をもたない自治体は、平和に基づく交流しかできないという限界を逆にメリットとして進めてきたからだ。また、法的な外交権がないがゆえに、自由な取組ができるということでもあった。

川崎市の友好都市である韓国・富川（プチョン）市で、まだ友好都市になる前の国際交流イベントに参加したときのことである。当時、富川市は日本では川崎市とともに桃の名産地の縁で岡山市とも友好都市関係にあった。そして、アメリカのパサディナ市、中国のハルビン市、パプアニューギニアの市から代表団が送られてきてレセプションが行われた。その頃の川崎市も、ユーゴスラヴィアのリエカ市、中国の瀋陽市、アメリカのボルチモア市などと姉妹都市を結んでいたが、これらの友好都市が一堂に会したら面白い国際連帯ができるのではないかと思った。川崎市はかつての革新自治体の仲間とも国内友好都市を結んでいて、現在も防災援助協力などを行っているが、その都市らが結ぶ国際友好都市とのネットワークを広げてみるだけでも、おそらく世界中の相当な都市とつながることができる。そして、それを家系図のように二次、三次とたぐっていけば、平和と友好関係だけの自治体外交ができると夢想した。

残念ながら、その後はグローバリズムの進展に伴い、市民が自由に国外を移動できる時代になり、今は国際友好都市交流も経費削減からその存在自体が問われ、惰性的なお付き合い程度になってきている。そして、東西冷戦の終了後、新自由主義がスタンダードになり、格差に基づくまたは民族や宗教の利害を巡る紛争が後を絶たない。その時、友好都市交流は停止を余儀なくされる。

平和や環境、人権問題など普遍的になりつつある国際的な共通課題は、言い古された言葉になるが、Think Globaly, Act Localyの原点に立ち返って、市民の草の根の力による国際協力、外交が求められていると思う。その応援団として、自治体の踏ん張りが必要なのである。

そして、現役の自治体職員にあらためて考えてもらいたい。戦争に徴兵される市民に赤紙を届けるのは自治体の仕事であり、職員が届けなければならない。郵便局ではない。戦争に加担するお先棒は、はからずも国家の末端機関とされる地方自治体なのだ。いま、あらゆる行政分野において、国に額づき、忖度する癖こそが、戦争に導いていることを自省してほしいのだが。半旗や記帳台の問題だけではない。

【寄稿】

## 草の根から平和を求めて

—ウクライナ、沖縄、地域主義—

ジャーナリスト（元読売新聞編集委員） 青山 彰久

住み慣れた土地で当たり前を重ねていた日常が一瞬のうちに壊される。略奪、拷問、虐殺、レイプ。戦場が人間を野獣にする。相手はどんな人生を歩んできた人だったのか、どんな夢を持っていたのか。そんなことはどうでもいい。いのちの価値は砂粒よりも軽くなる。東西冷戦の終結以来最大の危機であるロシアのウクライナ侵攻は、戦争本来の醜悪さを見せつけた。虚勢を張った軍拡競争や力による外交も、ひとたび破綻すればツケは地域で暮らす一人ひとりに回ることを痛感させた。戦争の本質を考えなければならない。いのちを育み、生活と文化を創造する場を重視する地域主義の思想を基に、草の根から平和をつくる視点を考えたい。

### 1 ウクライナを見つめながら

#### (1) 戦争のグロテスク

##### 中学生の感性

ロシアがウクライナに侵攻したのは2月24日のことである。それから10日もたたない3月初めのある日の夕方、募金箱を抱えて街頭に飛び出した中学生たちを見た。東京西部を走る西武鉄道池袋線のひばりが丘駅（西東京市）の駅前で、近くにある私立自由学園の中等部の生徒たちが、帰宅する人々に呼びかけていた。

「ウクライナのために、募金をお願いしまあ

す。いただいたお金は必ず『ユニセフ』に届けます。募金、お願いしまあす」

生徒たちは、戦場と化したウクライナの街から、泣きながら逃げる幼い子供や母親の姿をテレビ映像で見て、衝撃を受けたのだという。何人かが集まって相談した。教師が励ました。そして勇気を出して1週間、授業が終わったから毎日、駅頭に立ったのだった。

日が落ちて薄暗くなった駅前では、家路を急ぐ途中、その姿を見て募金箱に近づく人の姿が絶えなかった。誰もが何をしたらいいのかわからず、勇気も出なかったあの当時、東京都庁など一部の自治体は、庁舎をウクライナ国旗の色にライトアップしてお茶を濁していた。それだけに、「戦争の悲しみ」を直観的に理解した中学生のみずみずしい感性と、いち早く街頭に出た行動力が、大人たちの胸を打った。

集めた募金が届けられた国連児童基金(UNICEF)が創設されたのは、1000万人近い難民が発生した第二次世界大戦が終結した直後の1946年。今回のウクライナ侵攻による戦争は、まさにこの組織の創設当時を再現するかのような状況だった。

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)によると、3月半ばの時点で、国外脱出者だけでも330万人を超え、毎日10万人単位で増えていた。ロシア軍は病院も標的にしたので医療が危機に陥り、産院では母子が一緒に亡くなる

惨劇も起きた。戦場になった地域では3か月以内に出産を迎える女性は8万人に達すると伝えられ、子供や妊婦の救済や健康の維持に食料、衣服、薬品が緊急に必要なだったのだ。

### 一人ひとりの死——終わりのない悲劇

いま振り返ってみると、これはまだ始まりにすぎなかった。その後、息をのむようなグロテスクな光景が何度も繰り返された。

ロイター通信が4月4日に世界に発信した2枚の写真は、とりわけ強烈だった。撮影場所は、ウクライナの首都キーウ（キエフ）から北西に20キロのブチャの町の路上。ロシア軍の撤退後に410人の住民の遺体が発見され、このうち、50人は明らかに虐殺されていた。配信された写真は遺体のアップである。レンズを向けてシャッターを切ったフォトグラファーからうめき声が聞こえてくるようだった。

1枚は、両腕を背中に回され、手首を白い布で縛られた死者の右手。茶色のジャケットと青いジーンズがかすかに見える。男性だろう。縛られた右手の4本の指は、血の気が失せて白くしなび、しわが寄っている。もう1枚は、青色の上着の袖口から突き出た女性の左手。手の甲がふっくらとしている。指の先には真紅のネイルチップが見える。しかし、その真紅のチップはいくつも無残に剥がれ、黒ずんでいる。指は地面をつかもうとしているように見える。2人とも頭部に銃弾を受けていた。占領したロシア軍の手によって処刑されたとみられる。身体を自由を奪われたまま殺され、路上に転がされたい。

この写真は1万語を費やす記事より多くの事柄を語っていた。

というのも、報道の世界では通常、死体の写真や映像は避ける。映り込んでしまっても、遠景にしたカットを選ぶか、「シェード・オフ」（ぼかし）の処理をする。したがって、この現場だったら、当たり障りのない写真をつけて、

そこにウクライナ当局の発表を添えておけば、一応は報道したことになったはずだ。

しかし、ロイターの記者もデスクも、それでは事実を伝えきれないと判断したことがわかる。目撃した遺体の一部を極度にクローズアップし、かたちばかりの報道をやめて一步踏み出したのである。戦争の真実は死者の数の多さなどでは語れない、かけがえのない一人一人の人間に無念の死がここにある——。彼らはそう考えたに違いない。

この2枚の写真には、どんな時も死臭の漂う現場に立って、戦争の本質を伝えるすぐれたジャーナリズムの作法があった。

不幸なことに、ブチャの惨劇は氷山の一角だった。ロシア軍はその後、兵力をウクライナ東部と南部に移した。ロシア軍がウクライナ軍に押し返され占領地域から撤退するたび、痛ましい殺戮の痕跡が次々に明らかになっていった。

ブチャの虐殺から5か月が過ぎた9月半ば、東部ハルキウ州の主要都市イジュームでは、住民の遺体が大量に埋められた集団墓地が見つかった。AFP通信によると、掘り出された遺体は447人。このうち5人が子供で、30人には拷問された跡があった。ハルキウ州知事は、後ろ手に縛られた状態の遺体や、首にロープを巻かれた遺体があったとし、「拷問され、処刑されたのは明らかで、6歳の子供の遺体もあった」と訴えた。このハルキウ州では、ロシア軍から奪還した複数の町で10か所以上の拷問施設が見つかった。

悲劇の全体像はいまだに見通すことができない。国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は7月12日、2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻で死亡した民間人が、ハルキウ州を含めた東部を中心に、5000人を超えたと発表し、実際の犠牲者はこれをはるかに上回る可能性が高いとの見方を示した。せめて死からは逃れたいと、ウクライナ国内で避難し

ている人々は 6600 万人を超え、国外へ避難している人々が 1080 万人を超えている。

## (2) 人道的な戦争などない

### 狂気の連鎖

狂気の連鎖はどこまで続くのか。いや、狂気が連鎖しない戦争など存在するのか。ウクライナ戦争にとどまらず、そもそも、何の罪もなく暮らしてきた住民を巻き込まない「人道的な戦争」などあるのだろうか。

たしかに、国際法では非人道的な行為を「戦争犯罪」として禁じている。非戦闘員の民間人に対する無差別攻撃や破壊、生物化学兵器の使用などがそれにあたる。今回のウクライナでいえば、ブチャの虐殺も、南東部のマリウポリなどで病院や市民の避難所を破壊したのも、民間人や社会基盤の攻撃を禁じるジュネーヴ条約に違反の疑いが濃厚だ。しかし、無差別の殺戮は今に始まった訳ではない。戦争の歴史はいつも蛮行に満ちているのではなかったか。

典型的な戦争犯罪は、ボスニア・ヘルツェゴビナ内戦当時の 1995 年、イスラム教徒の飛び地だったスレブレニツァで、セルビア人のムラディッチ率いるセルビア人を主体とする軍勢が約 8000 人のイスラム教徒を虐殺した事件（スレブレニツァの虐殺）である。国連国際刑事法廷は最終的に、司令官だったムラディッチにジェノサイド（集団虐殺）などの罪で有罪を言い渡し、終身刑を確定させた。とはいえ、それだけが「人道に反する戦争犯罪」か。民間人の大量虐殺はコソボでもシリアでも起きた。

歴史をさかのぼれば、例えば、アメリカはベトナム戦争中の 1968 年、ベトナム南部のソンミ村で非武装の住民 504 人を無差別射撃で虐殺している（ソンミ村虐殺事件）。戦前の日本は、侵略した中国大陸の南京などで大規模な虐殺行為を犯している。さらにいえば、太

平洋戦争の最終局面で米軍による広島と長崎への原爆投下も、38 万発の焼夷弾を投下した「東京空爆」も、地上戦に人々を巻き込んで 9 万 4000 人の住民の命を奪った沖縄戦も、どれもが紛れもなく残虐な無差別攻撃だった。戦場と狂気はコインの裏表なのである。

### とんでもない野獣になる

筆者に戦争の本質を気づかせてくれたのは、沖縄戦最後の戦場・糸満市摩文仁から生還した吉嶺全一さんだ。吉嶺さんは 2021 年 5 月、88 歳で亡くなった。筆者は 2015 年、2 日間にわたってインタビューをしながら吉嶺さんの長い物語に耳を傾けた。

米軍が上陸した 1945 年 4 月、当時 12 歳だった吉嶺さんは、首里の自宅から母と祖母の 3 人で逃げ、最後にたどりついたのが摩文仁だった。あたりは米軍の集中砲火で草木がすべて焼かれ、沖縄特有の琉球石灰岩の岩がむき出しになって真っ白だった。地面には夥しい数の死体が転がっていた。服の切れ端だと思って踏むとヌルッと滑った。それは人間の手足だった。横から機関銃がうなり、海から艦砲射撃が続き、空からナパーム弾が落ちてきた。目の前で火だるまになって人が死ぬのを何人も見た。

かろうじて生き残ったものの、すべてを失い、日本からも捨てられた。吉嶺さんは生き抜くために米軍基地で働いた。そして、それから 40 年後の 1985 年、吉嶺さんは摩文仁で自分を撃った米兵たちに会う羽目になった。米軍基地で学んだ英語力を買われ、日米合同慰霊祭で来沖した彼らの案内役にさせられたのである。

「あんなにめちゃくちゃに攻撃したのに、よく助かった。生きていてくれてうれしいよ」。彼らは口々にそう言って吉嶺さんの手を握った。

やがて、親しくなった元兵士の 1 人が古ぼ

けた1枚のカードを見せた。「JAPHUNTING LICENSE」の文字が印字されている。「日本人野郎の狩猟許可証」という訳だ。発効日は日本軍が真珠湾を攻撃した「1941年12月8日」。有効期限は「絶滅するまで」とある。フィリピンから沖縄に転戦する際に、このカードが兵士全員に手渡されたのだという。

「戦争になれば、人間はみんな、こんな風に『とんでもない野獣 (beast on monster)』に変わってしまう」とその元兵士は言った。吉嶺さんは、「人間を人間でなくしてしまうのが戦争なのだ。あの兵士は憎まない。でも、決して忘れることはない」と筆者に言った。

戦争行為とは、いつの時代でも敵に勝つことだけを考えた真空世界のゲームである。どんなに精密な兵器が開発されようと、民間人を巻き込まない戦争はない。いったん戦争が起きれば、必ずと言っていいほど地域の一人一人を巻き込む。それが戦争だ。子育ても、教育も、老人のケアも、文化活動も、住民自治も、すべて砲弾とともに吹き飛んでいく。亡くなった沖縄の吉嶺さんもウクライナの戦場も、そのことを改めて教えている。「外交や防衛は国の仕事だから」と思考停止しているのか。地域で暮らす人々の生活や生命を守る自治体が考えなければならない反戦平和の視点がここにある。

ウクライナ報道では連日、多くの軍事評論家や国際政治学者が客観的な分析と称して高みに立って解説をする。それも必要だろう。だが、あれでは何もわからない。むしろ戦場を描く文学の方がはるかに戦争の本質を捉える力がある。古典では、第1次世界大戦の戦場を舞台にしたフランスのアンリ・バルビュスの『砲火』(1916年)やドイツのレマルクの『西部戦線異状なし』(1929年)。どちらも人間性を崩壊させる殺戮の不条理を衝いている。近年ではベラルーシのドキュメンタリー作家であるスヴェトラナ・アレクシエーヴィチ

の作品は、ページをめくるたびに涙があふれてくる。独ソ戦に参戦した女性たちの証言『戦争は女の顔をしていない』(1984年)や、アフガン戦争の帰還兵や家族の証言『亜鉛の少年たち』(2013年)は、読み進めるのが辛くなる。これらの作品は、敵と味方に分かれて殺し合うことがいかに不条理かを痛切に表現している。

## 2 沖縄で考える

### (1) 民衆知としての平和

#### 摩文仁で流れる時間

草の根から平和をつくる最も重要な場所の1つに沖縄がある。沖縄とウクライナは似ていてのではないか。ウクライナは、今回のロシアの侵攻以前から、14世紀以降、何度も地上戦の現場になってきた。沖縄もまた、太平洋戦争で地上戦の戦場となった。どちらも大国のパワーポリティクスに差し出されようとしている。平和を守るだけでは足りず、平和をつくらなければならない地域といえる。

沖縄の人々が沖縄戦の死者の霊を慰めながら平和を願う日が6月23日の「慰霊の日」である。今年もこの日に死者の名が刻まれる糸満市摩文仁の丘に立ってみた。同じ日に何度となくここを訪れてきたが、今年は胸が震えた。今年初めて、膨大な石碑「平和の礎」に刻まれた24万1686人の全員の名前を読み上げる試みが、12日間にわたって続けられ、「慰霊の日」が最終日だったのだ。

死んだ場所も年齢も語られず、名前だけがいつ終わるともなく淡々と読み上げられていた。スピーカーから流れる名前を聞いているうちに、どんな人生を歩んできた人だったのか、どこでどのように亡くなったのか、兵士か民間人か、どんな夢を描いていたのかと想像させられた。そして、誰もがかけがえのない一人ひとりの人間だったことにはっとと氣

づかされた。

大きな物語を読んでもわからない。一人ひとりの小さな物語にこそ真実がある。すべてのことは小さな物語の中で起きていたのだ。戦争による死の意味は、その数の大きさを測ってもわからない。それは、強制的に命を絶たれた一人ひとりの残酷な死だったのである。

死者の名前の読み上げ運動を主催したのは、沖縄県民らでつくる実行委員会だった。参加したのは保育園児から 80 歳を超える高齢の戦争体験者まで、アメリカやアイルランドやコロンビアなどの外国人も含めて約 1500 人。1 人で 10 人から 500 人程度を分担し、オンラインで毎日午前 5 時から翌日の午前 4 時半まで、のべ 250 時間続けた。市民参加型の草の根からの平和運動だった。

## 地域、平和、自治

摩文仁の日差しは強かった。2 日間で両腕が真っ赤に焼け、やがて皮膚が剥けるほどだった。それでも、照りつける太陽の下、「平和の礎」に刻まれた肉親の名前を指でなぞって頭を垂れる大勢の人を見た。数えきれない人々が波のようになって集まっていた。戦後 77 年経っても、これだけの規模になるのである。

会場の平和記念公園の一角に、40 年間もガマ（洞窟）などに埋もれた死者の遺骨を掘っている旧知の具志堅隆松さん（68）がいた。具志堅さんは怒っていた。いまでも死者の骨が残る沖縄島南部の土砂を名護市辺野古の海に米軍基地を建設するための埋め立てに使うという計画について、防衛省に対して撤回を求めてハンガーストライキを行っていた。

沖縄県主催の式典で岸田首相が「戦争の惨禍を二度と繰り返さない決然たる誓いを貫き……不断の努力を貫くことを御霊に誓う」と挨拶した。型通りだった。具志堅さんは憤慨した。「死者の遺骨を土砂と一緒に辺野古の海へ捨てる計画を進めるのは誰だ、国ではない

か、戦没者が安らかでいられるはずがない」。

具志堅さんに連れられガマで遺骨を掘ったことがある。「一人ひとりの死」の意味を教えてもらったのはこの時である。ガマの内部は完全な闇だった、ライトで照らすと壁面は真っ黒。それは米軍の火炎放射器で焼かれた跡だった。茶褐色になった指の骨の骨がいくつも見つかった。集めた 5 人分の骨を両手で抱えてみた。重かった。それは手で感じる戦争だった。

「『戦没者』などという抽象的な言葉では表現できない『一人ひとりの具体的な死』だ。なぜこんな死に方をしなければならなかったのか。『英霊』と賛美される死などない。誰のものかわからないまま埋もれる遺骨からは『家に帰りたい』という声が聞こえる」。具志堅さんはそう語った。平和の創造につながる「いのちの地域思想」とも言うべきものは、このような現場から湧き上がっているのである。

このような思想はいま、新たな動きを生んでいる。2019 年に焼けた首里城の再建を機に、その地下にあった旧日本軍（第 32 軍）の司令部壕を、不戦の象徴にする重要な戦争遺跡にしようとして、沖縄県に復元と保存を求める市民運動が立ち上がったのである。沖縄の人々の存在証明を求めてやむことのない動きだ。

沖縄には「民衆知」とも呼べる深い思念があるように思う。学校で教える「学校知」でもなければ、日々の生活のワザから得る「生活知」でもない。世代を超えて地域の歩みを語り継ぐうちに、人々の共通の感情や認識として結晶化し、「自分たちの生きている場所とは何か」を確かめるために共有された「知」と言っている。これが二度と戦場に立ちたくない」という決意になって、沖縄の地域と自治の基盤になっている。イデオロギーの違いを超えて、生命をいとおしみ、平和をつくろうとする文化が、土に滲みるように根づいているのである。

慰霊の日そのものに、沖縄の自治の歴史が刻まれている。というのも、慰霊の日の6月23日は、第32軍司令官が自決して日本軍の組織的戦闘が終結した日にすぎない。その後も沖縄では戦闘が続き、日本が降伏した8月15日以降も多くの死者を出した。史実に即して正確に言えば、「沖縄戦は6月23日の司令官自決を経て、米軍が作戦終了を宣言した7月2日で決着し、日本軍が降伏調印式を行った9月7日に終結した」ということになる。それでも人々は不戦の誓いを込め、6月23日を慰霊の日と定め、沖縄県独自の休日にした。1974年のことだ。この休日が危機にさらされたのが、1988年の地方自治法改正だった。官公庁の土曜閉庁を機に地方自治体が独自の休日を設定することが禁じられたのである。県民は怒った。

最終的に、1990年の慰霊の日に行われた沖縄戦戦没者追悼式に首相として初めて出席した海部俊樹氏が、地域特性を考慮すると発言し、翌1991年に地方自治法が再度改正され、県民の休日としての「慰霊の日」が存続した。慰霊の日は、沖縄県民が画一的な地方制度に抗って守った大切な日なのである。

ただし、沖縄の人々の感情は複雑な歴史と重なっていることを忘れてはならない。戦前からの偏見と差別、日本から切断された沖縄戦、日本の安全保障のために差し出され米軍の統治下に置かれ、いまも米軍基地を集中させられている現実と重なるのだ。それが時として、拭いきれない日本への不信感と恐怖感として現れることも知る必要がある。

## (2) 文化の基層を掘る

### 非武の国

平和を求めて「いのちの地域思想」が根づく沖縄の歴史を振り返ると、そこには「非武の文化」があることに気づく。沖縄にはかつて琉球王国という独自の国家が存立していた。琉球列島の中心をなす沖縄島を琉球王国とし

て統一したのは1420年代のことだ。沖縄では、かつての琉球王国が東アジアや東南アジアの国々との間で平和外交と海上貿易を盛んに行って繁栄したことが知られている。琉球王国が礼を尽くした「守礼の邦（くに）」であり、「非武の文化」をもつ国家だったという認識とそれを誇りにする歴史観が定着している。

琉球王国も統一王権体制が確立する過程では、各地に割拠した豪族（按司）たちによる武力抗争があった。しかし、15世紀末に琉球王国の基礎を築いた尚真（在位1477-1527年）の時代、治安維持のために豪族を首里に住まわせて武器を接収する武備撤廃政策が採られた。これに1609年に侵略した薩摩藩・島津氏の武器統制策が重なった。以来、琉球王国は、「非武の国家」「丸腰の平和の島」として生きた。琉球王国が武器を持たない国であることは、1816年に東アジアを調査した際に那覇に40日間滞在したイギリスの海軍将校バジル・ホール（Basil Hall）（1788-1844）が、著書『琉球その他の東海航海記』（1826年）に記し、ヨーロッパの人々を驚かせた。

琉球政府は、日本に併合される前の1875年、明治政府に対して、琉球はこれまで兵を常備せずもっぱら礼節に基づく対話によって対外的な安全を保ってきた、と訴える文書を提出している。その文書が今でも残っている。

だが、非武を軸に他国と交流を重ねてきた沖縄は日本に強制併合されて同化を強いられ、太平洋戦争では地上戦の戦場にされ、「非武の国」が「戦（いくさ）の国」となった。住民の4分の1が亡くなり、それまで築いてきた生活基盤と文化財のほぼすべてを破壊され、米軍基地の島となった。「沖縄の地は本来なら軍事基地を置くには最もふさわしくない地域だといふべきだろう」と指摘するのは、波平恒男・琉球大名誉教授（沖縄政治思想史）である。

朝鮮戦争時には物資輸送の拠点となり、ベトナム戦争時には米軍が北ベトナムを空爆す

る際の出撃基地になり、「戦の島・沖縄」は苦難の連続だった。しかし、「非武の文化」はこの歴史に鍛えられてむしろ深化したようにみえる。それは、米軍統治下の1956年に起きた大規模な軍用地返還運動（島ぐるみ運動）から、現在の辺野古への米軍新基地建設反対の運動に至るまで、徹底して「非暴力」が貫かれていることにあらわれている。多くの県民にとっての米軍基地や自衛隊に対する感情の根底には、沖縄の深くて息の長い文化があることがわかる。

### 記録する精神

沖縄の非武の文化は、戦争で失った命や文化遺産を次の世代に伝えようとする「記録する精神」が磨かれたことによって、一段と豊かなものになったように思えてならない。

沖縄戦をテーマにした市町村史は、県内の44市町村が発刊したものを合わせると計103冊になる。そこには住民の証言が丹念に集められている。沖縄島南部の南風原町では、12年かけて集落ごとに住民の証言集がつくられ、12巻になっている。市町村編纂の自治体史だけでなく、「字（あざ）」と呼ばれる集落の歴史「字史誌」にまで地域史運動が広がっているのは沖縄の特徴だ。そこに息づくのは、まぎれもなく人々の「記録する精神」である。

歴史を学ぶことは、過去の事実の単なる収集でもなければ過ぎ去った時間を懐かしむためでもない。過去を知って現在の位置を確かめ、未来への手がかりを見つける作業だろう。社会や人間の歩みを記録して保存された文書やモノを「記憶資産」という。それを整理して公開する組織が「アーカイブス」だ。かつてのフランス大統領フランソワ・ミッテランは、アーカイブスに蓄えられた記憶資産を「我々が生きてきたことの存在証明」「我々の世界がどう組み立てられているかを知る手段」と述べた。沖縄の「記録する精神」はこ

のことを物語っている。

「記憶せよ、抗議せよ、そして生き延びよ」といったのは、平和問題に強い関心を寄せていた劇作家の井上ひさし（1934-2010）だった。これは、イギリスの反核運動のリーダーで歴史学者のエドワード・トムソン（Edward P. Thompson）（1924-1993）の「抗議せよ、そして生き延びよ」のスローガンからきている。井上は、「抗議しないと駄目だ。でも、何によって抗議するかというと、それは記憶じゃないと駄目だと思った」と考え、「記憶せよ」を加えたという。沖縄の心理と通底する。

沖縄の「記録する精神」は自治への希求と結びついていることに注目したい。人々が足元の歴史に関心を寄せるのは、沖縄という地名が何度も変えられた歴史と無関係ではない。琉球処分（廃琉置県）によって「琉球」の名は「沖縄」に、米軍に占領されてからは「沖縄」が「琉球」に、統治権が日本に移管されて再び「琉球」が「沖縄」になった。これが人々のアイデンティティを求める心を揺さぶった。何度も起きた「世替わり」が沖縄の人々に「自己認識の試練」をもたらし人々を鍛えた。そう分析したのは歴史学者の鹿野政直だった。こうして沖縄の地域文化の再構築につながり、平和と一体化して「自分たちの未来は自分たちで描く」という自治を求める力を強めたように思える。

## 3 地域主義の復権と平和

### （1）草の根からの思想

#### 地域主義が描く世界

大文字で表現される「国家」のレンズではなく、一人ひとりの小さな物語のレンズから、地域に暮らす人間として草の根から平和を捉え直したい。その手がかりになるのが、経済学者の玉野井芳郎らが1970年代後半から唱えた「地域主義」である。

玉野井は 1976 年、増田四郎（西洋中世社会史）、河野健二（西洋経済史）、古島敏雄（日本農業史）と「地域主義研究集談会」を設け、全国各地を歩いて地域主義を唱えた。環境の破壊と集権型の経済政策で失われた社会を広義の経済学の視点から問い直し、地域から社会を再構築する言論運動だった。それは 1990 年代の分権改革につながる源流の一つだった。

地域主義とは何か。玉野井自身の定義によると、「地域に生きる生活者たちが、自然・歴史・風土を背景に、地域社会と地域共同体に一体感を持ち、（地域で共同する）経済的自立性を踏まえ、（住民の自治によって）政治的・行政的自律性と文化的独自性を追求すること」である。

地域は中央に従属する「地方」ではなく、「等身大の生活世界」「生命系の共同体」というわけだ。これを解釈すれば、①自治と地域の基盤には土地の自然と歴史と風土がある、②自治という言葉には、そこに暮らす人々が一体性を感じながら共に生きる生活と、自分たちの未来は自分たちで決めて引き受ける覚悟と、歴史に学び文化を磨く意思が込められている、③そうした営みの舞台が地域である——と理解できる。

ここから学ぶ視点は3つある。まず、日本列島を共同体の一つとみなすなら、内政に関する限り、国家を「同化と支配の体系」ではなく「多様な自然・歴史・文化・地域・政治意思の連合体」として構想することだ。中央政府に自治体は従順に従うのではない。かといって必要以上に対立する訳でもない。あいまいな国家意識を捨て、生活の場である地域を切り捨てる単一国家的な国家像を解体し、多様な歴史と文化と社会を構成する地域によって結ばれた「連合体としての国家」を考えることになる。

第2は地域間の関係。各地域が独善的で偏狭な地域ナショナリズムに陥ったり、競って他

を貶めたりすることを意味しない。民藝運動の主唱者柳宗悦（1889－1961）はかつて「梅は桜をそしらない」と表現したことがある。互いの自治政策や地域の美に関心を寄せ、認め合い、互いに相手の存在を必要とする関係を結ぶのである。生活と文化の場としての地域の思想を各地に学び、そこから地域の意味や共同体や自治の意味を引き出すことだろう。この視点は国際社会を考える上でも共通する

そして第3が平和の問題。いのちを産み育てる場が地域である以上、軍事力を背景にしたパワー・ポリティクスと軍拡競争の連鎖を断ち、生活の場を守るため、生活の場から平和で維持可能な国際社会を求める。地域に根を下ろし、そこから世界に目を開いて平和を求める思想をつくることだといってもいい。

#### 本当に必要なものは何か

地域主義に立てば、国家は地域を離れて考えることなどあり得ない。国を防衛するとは、本来、地域の生活者を守ることにほかならない。「国を守る」を大義に掲げながら結果的に「地域に生きる人々」が見殺しにされてはならない。

自国内に敵が侵攻してきたら、軍隊が「国を守る」と説明される。その際、国際社会を敵と味方に分けて大きなチェスボードのように見立て、軍事力を背景にしたパワーポリティクスを展開すれば国が守られると説かれる。しかし、このような言説には、軍事基地を充実させ軍事力を強化すれば誰もが守られるかのような幻想がある。二度の世界大戦はもとより、ウクライナの侵略戦争を見てもわかるように、戦争行為は敵に勝つことだけを考えた「真空世界のゲーム」である。抑止論に立って核兵器や「敵基地反撃能力」を備えたハイテク武器がどんなに発達しようと、民間人を巻き込まない戦争などない。

「愛国」や「防衛」の言葉に、地域に生活す

る者の視点があるか。その視点がなければ、祖国への愛を強調して軍備増強を説いても、その国は国家という名のフィクションでしかなくなる。国家の名の下に軍隊の必要性を論じるなら、軍隊の行動と人間の生活がどう共存するか、そのかたちを示す必要がある。それができないなら軍隊は人間の名の下に否定されかねない。

こう考えると、ロシアによるウクライナ侵攻の余波として日本の政府が演出する「中国脅威論」と「台湾有事論」には、フィクションとしての国家をみせつける粗雑さがある。

例えば、中国軍は8月4日、ナンシー・ペロシ米下院議長の台湾訪問に対する対抗措置として、台湾を取り囲む海域と空域で軍事演習を行い、日本の排他的経済水域内に初めて弾道ミサイルを着弾させた。これをもって、ロシアがウクライナに侵攻したように、中国が台湾を併合しようとする「台湾有事」になれば、南西諸島には中国軍のミサイルの雨が降り注ぐと喧伝された。安全保障環境は厳しさを増しているという決まり文句の下、日本最西端の与那国島（沖縄県与那国町）は、政府に促されて国民保護法に基づく「避難実施要領案」を作成させられている。

しかし、現実はどうか。『読売新聞』（8月30日付）の報道によれば、費用対効果の面から与那国町にはシェルターをつくる計画はない。一時的に爆風を避けるには沖縄戦で多くの人々が逃げ込んだ「ガマ」（洞窟）が代わりになるので、町はガマの現状把握を進めている。とはいえ、ミサイル着弾までのわずか10分間に、身を隠すことなどできない。「現実的なのは家の中で窓の近くにいないことだ」（防災担当者）というのである。

与那国島だけではない。国民保護法に基づく見積りでは、宮古島の島民避難には、観光客約3000人分を含めて民間機381機が必要になる。石垣島では1日45機を運航しても、約

6万5000人の島民避難には10日弱かかる。政府は、宮古や石垣などの周辺からの避難には2〜3週間かかると見込む。まずは沖縄島へ、さらに九州へ輸送するとするものの、何も決まっていない。これが現実だ。中国脅威論を煽って防衛予算の拡大を唱えているだけなのである。これでは77年前と同じように、沖縄の人々を再び戦火の下に差し出しかねない。

沖縄だけではない。東京や大阪では、地下鉄や地下道が避難施設に指定され始めている。だが、実際には巨大な人口を収容しきれはらずもなく、大混乱が予想される。避難路の確保や水と食料の備蓄などは自治体の責任だと言わんばかりである。防衛力の増強を叫びながら、地域に生きる人々のことなど考えていないのが実態だ。それでも「国を愛して防衛予算の拡大に協力せよ」というのだろうか。

地域に生きる人々にとって本当に必要なものは、軍拡ではない。対話と交流である。国家主義を標榜するなら、それに対抗して地域主義を掲げ、地域から大きな声を上げて地域主義に基づく平和の運動をうねりにする必要がある。

## （2）地域から平和をつくる

### 人々が自治体を動かす

2022年9月29日で日中国交正常化から50年がたった。しかし、両国間では対面の首脳会談が3年近く途絶えている。祝賀ムードは恐ろしいほど低調だった。しかし、これに先立って、北京中心部のショッピングモールでは9月24日、在中国の日系企業と中国公共外交協会が共催し、ささやかに「日中国交正常化50周年」を記念するイベントが開かれていた。

開会式で垂秀夫・在中国大使は「日中関係は順風満帆ではなかったが、国民レベルでの相互理解と信頼醸成こそが関係打開の王道だ」と挨拶した。中日友好協会常務副会長の程永華氏（前・駐日大使）は「ここ数年、両国関係

には複雑な要素もあったが、こうしたイベントが中国国民にとって日本文化を理解する窓口になることを望む」とし、中国外務省の劉勁松・アジア局長は「民間交流の伝統をつなぎ、若い世代の交流協力が幅広く展開されることを期待する」と述べ、民間交流の重要性を強調した。

この発想と言葉こそが平和の思想につながる。その平和は大文字で表現される国家と国家の「外交」とは別次元で展開される。担い手は経済人だけではない。地域に根ざして世界に目を広げる地域主義に立てば、地域の人々が足元の自治体を動かして担わなければならない。

明治憲法になく現在の憲法に加えられたのは、第2章「戦争の放棄」と第8章「地方自治」にはほかならない。人々が自治体を動かし、生命と生活を守って東アジアに平和をつくる文化を足元から構築することこそが、パワーポリティクスに基づく「核抑止論」や「敵基地反撃力の強化論」より、はるかに現実的な思考であることに気づく時ではないか。

言論の自由と知る権利を保障し、その上で一人ひとりが足元の地域と世界の両方に目を開いて自分自身の意見を形成し、身近な政府である自治体に働きかけることだ。自治体のミッションはいくつも考えられる。例えば、①生存と平和の創造のために、住民の自治権が発揮される自治体政府をつくる、②重要事項について住民投票を常設することをはじめとして、自治体の政治・行政に対する住民の参加権を保障する、③平和への意思形成のために、必要な情報の公開をはじめとして住民の知る権利を保障する、④東アジアの平和を構築するために、住民レベルの交流の権利を保障し、国境を超えた地域間の関係強化の運動を拡大する——などである。

以前、公害の告発から出発して環境経済学、地方自治論、内発的発展論を展開した経済学

者である大阪市立大名誉教授の宮本憲一氏に、それまで歩いてきた現場を聞き取る長期インタビューをしたことがある。当時の取材ノートをもう一度読み返してみた。宮本氏はインタビューの締めくくりに、「維持可能な社会」に必要な5つの原則を、次のように語り続けた。

「このままでは地球が滅ぶ。環境と資源を守る枠組みを作り、その重要性を自覚して初めて経済が持続し、維持可能な発展ができる。第一の原則は平和を守ることだ。特に核戦争は絶対的に防ぐこと。第二は環境と資源の保全。平和と環境の二つが絶対的な枠組みだ。第三に、絶対的な貧困をなくし、経済の公正さを保つこと。第四は人権を守ること。第五は、思想と言論と結社の自由を保障して多様な文化を守る民主主義を維持することだ」

人々が健康で暮らし続け、多様な文化を創造する地域を次世代に引き継ぐために欠かせないのは、権威主義政治や集権政治でもなく、自治と分権の思想と制度である。それを生かす国家と国際社会を願う。これが維持可能な社会を説く宮本氏の基本的な主張だった。

### 平和の基本条例という構想

地域主義に基づく平和運動に戻ろう。実は筆者の沖縄の友人たちが、沖縄を再び戦場にしないようにと、戦争遺跡を文化財に指定する県条例の研究を始めた。それは平和基本条例といってもいい。筆者も議論に参加させてもらった。

条例化するなら、日本、中国、東南アジア、南太平洋に接続する地域としての琉球弧（奄美・沖縄・宮古・八重山）を視野に入れ、地域の価値を宣言し、人々が「こうりたい」と願う地域の未来を、平和や文化や教育などを基本原則にして高められたらいいと思った。その前提には、①ヤマトにはない亜熱帯の気候をベースにした自然と生態系の価値と生活、②琉球王府以来の「共同性」を重視してきた

社会の歴史と、「非暴力」を軸にした他国との交流の歴史、③明治以来、ヤマトとの間で「同化と異化」のはざまに置かれた歴史、④国家の道具にされた地上戦の歴史と、人間としての権利や尊厳を蹂躪された米軍統治下の歴史、があるはずだ。

実現するだろうか。沖縄がトップを切って「草の根の平和条例」として実現する日を夢に見ている。さらに言えば、ドイツのフライブルク市が1992年、市に返還された旧フランス軍の軍事基地ヴォーバンの跡地に、環境都市のモデルを建設したように、沖縄でも新たに返還された基地の跡地に新しい地域の姿がみえる日を期待したい。

一方、ウクライナの戦場に目を転じれば、ロシアのプーチン大統領は9月21日、国民向けのビデオ演説で、軍務経験のある市民を召集する部分的動員令の発動を表明した。その規模は30万人とも100万人とも見られている。アメリカ政府はウクライナとの戦闘で失われたロシアの兵力は7万人から8万人と推測している。その数の正確さはともかく、プーチン大統領は失った兵士を大量に補充するために市民を大量動員する。あわせて大統領はウクライナの東部と南部の併合を進めてヨーロッパとアメリカを威嚇した。そして、あろうことか、ロシアが「(欧米からの)核の脅威にさらされている」とし、「我々も様々な武器を持っている」として核兵器の使用も辞さない考えを改めて示した。「これははったりではない」と付け加えた。事態はどんどん悪化している訳だ。「記憶せよ、抗議せよ、そして生き延びよ」。いまこそ、草の根からこの言葉を胸に刻

まなければならない時はないように思える。

(参考文献)

- バルビュス (アンリ) 『砲火』 (1916年) (田辺貞之助訳・岩波文庫、1956年)
- レマルク 『西部戦線異状なし』 (1929年) (秦豊吉訳・新潮文庫、1956年)
- アレクシエーヴィチ (スヴェトラナ) 『戦争は女の顔をしていない』 (1984年) (三浦みどり訳・岩波現代文庫、2016年)
- 同 『亜鉛の少年たち—アフガン帰還兵の証言・増補版』 (2013年) (奈倉有里訳・岩波書店、2022年)
- 波平恒男 「沖縄がつむぐ非武の安全保障思想」 『沖縄が問う日本の安全保障』 (岩波書店、2015年)
- 安藤真人 『草の根文書館の思想』 (岩田書院、1998年)
- 小森陽一 『記憶せよ、抗議せよ、そして、生き延びよ 小森陽一对談集』 (シネ・フロント社、2010年)
- 鹿野政直 『沖縄の戦後思想を考える』 (岩波書店、2011年)
- 読売新聞 『沖縄の民間人収容所で生き抜いた』 (2015年12月30日付朝刊)
- 同 『一人ひとりの死を掘る』 (2016年8月10日付朝刊)
- 同 『避難計画 乏しい現実性』 (2022年8月30日付朝刊)
- 同 『時代の証言者 宮本憲一』 (2007年3月6日～4月11日付朝刊)

【寄稿】私が考える「戦争と平和」

## ヨーロッパ・ドイツの政治教育から見た「戦争と平和」

早稲田大学名誉教授 坪郷 實

私たちは、この間、世界的に気候危機とコロナ・パンデミックという二重の危機に直面し、さらに日本では人口減少社会が進行している。この意味で、私たちは時代の転換点に立っている。それに加えて、2022年2月24日にロシアによるウクライナ侵攻が勃発した。ロシアが国連安全保障理事会の常任理事国であり核大国であるので、この軍事侵攻は国際政治に大きな衝撃を与えた。侵攻から7か月たち、長期化も想定される中、戦闘地域での一般市民を含む死傷者が増加し、インフラや建物の大規模な破壊が行われ、市民の苛酷な状況が続いている。またヨーロッパ最大級の原発への武力攻撃の問題が生じただけでなく、核戦争の恐怖がよみがえる。

アメリカ合衆国（USA）やヨーロッパ連合（EU）などによるロシアへの制裁と共に、USA や北大西洋条約機構（NATO）加盟国によるウクライナへの武器の提供が行われている。ロシアへの制裁と対抗措置により、エネルギーや食料供給への影響もあり、経済への影響も大きい。日本も、EU やドイツも、国際政治上これまでにない局面に立たされ、外交・安全保障政策の見直しに直面している。

### 「ウクライナ侵攻は抑止の破綻」

ウクライナの反撃が行われる中で、9月末に、プーチン大統領はウクライナの東部2州と南部

2州の「併合」を一方向的に宣言した。これは国連憲章や国際法違反であり、EU は、ロシアのウクライナ領域の併合は認められず、ロシアへのさらなる制裁を強化すると述べている。プーチンによる核兵器の使用への言及があり、緊迫した状況である。

これまで繰り返し議論されてきた戦争を抑止する議論について、今回の事態が何を意味するのかについて、国際政治学者の藤原帰一氏は、「ウクライナ侵攻は抑止の破綻だった」と述べる。つまり、「抑止とは反撃によって対抗する意思を示すことで攻撃を抑え込む戦略を指しているが、ロシアに対する抑止戦略は戦争の防止に失敗したのである」。アジアにおいても、核抑止も、通常兵器による抑止も、限界があり、「核への依存を高めることなく、低下させることこそが、戦争をエスカレートする危険を防ぐために不可欠な選択である」（藤原帰一「抑止とその限界」『世界』2022年7月号掲載）と述べる。

このように、外交・安全保障政策において、日本で議論されているような「反撃能力」や防衛費の増額に焦点を当てるよりも、核軍縮・核兵器の廃棄を含む多国間主義による外交の展開こそが重要である。本稿では、ドイツの多国間主義の外交を取り上げたい。EU と加盟国の内政が密接になっていることからヨーロッパ・ドイツという表現も使われる。次に、ドイツの政治教育を取り上げ、ウクライ

ナ侵攻をどのように扱っているのか、教材がドイツの外交・安全保障政策の特徴をどのように捉えているのかを紹介したい。

## ドイツの政治教育と「ウクライナ侵攻」

ドイツの青年層にはそれまで戦争は歴史上のものであったが、ロシアのウクライナ侵攻は初めてのリアルな戦争と認識される。ドイツでは、第二次世界大戦後、ナチズムの「過去の克服」の関連でも、デモクラシー教育として政治教育が重視されている。中等教育レベルⅡの社会科コースに「新しい東西紛争か？」をテーマにした授業シリーズが設置され、「ウクライナ戦争」を取り上げている。その担当者であるクリスチャン・フィッシャーは、この授業（2月22日～3月18日）で「ウクライナのドンバス紛争とロシアによるクリミア併合」を紛争分析の観点から取り上げ、その授業を検証した論文を『社会・政治・経済—政治教育のための社会科学』誌に寄稿している。それによれば、この授業の最中に突発したウクライナ侵攻により、子どもたちは「狼狽と不安」に直面し、「どのような紛争状態なのか」「どのような解決可能性があるのか」の方向を探らねばならなかった。政治教育においては、物事の単純化を避けるために、論争性が重要であるが、難しい課題でもある。フィッシャーは、過去30年間のドイツの外交・安全保障政策は価値志向の政治的、経済的協力であり、「多国間主義の理念」（ロシアに対しても）と「『貿易を通じて変動を』の理念」が中心であると述べている（Christian Fischer, *Krieg in der Ukraine - Orientierungsversuche für den Politikunterricht*. in: *Gesellschaft - Wirtschaft - Politik. Sozialwissenschaften für politische Bildung*, 2/2022, S.221-231.）。このように、ドイツの政治教育では、今の政治課題を取り上げ、論争性を重視しながら、議論を通じて重要な政治的

見方と行動を学んでいる。

## ドイツの外交・安全保障政策の重要な柱

次に、連邦政治教育センターのホームページに掲載されている政治教育の教材『安全保障を新しく考える？』（Bundeszentrale für politische Bildung(bpb) (Hrsg.) Themenblätter im Unterricht, 131. Sicherheit neu denken? August 2022.: bpb\_TB\_131\_Sicherheit\_neu\_denken\_BF.pdf)を取り上げる。これによれば、ドイツの外交・安全保障政策では、過去の歴史から学び、多国間主義を重視する。西ドイツ時代から、統一ドイツの外交政策の柱として、①ヨーロッパ統合（ヨーロッパ共同体からEUまで）とNATO加盟により西側との統合、②国際政治の法化と制度化を行う地球規模の多国間主義を推進、③経済・貿易により経済的相互依存関係を形成し、世界経済をネットワーク化、④権力政治や軍事問題において自ら選択した「謙抑の文化」を挙げている。

さらに、ドイツは、グローバルな利益を推進する重要な中規模国として期待されるようになる。「国際的安全保障政策におけるドイツの責任は、その状態、規模、経済力、また歴史的な理由から、ヨーロッパにおける安定化機能を果たすことである」。戦力に関しても、NATOの集団的安全保障の枠内の責任があると述べる。ドイツは、リベラルな国際秩序から他国との比較でも、大きな利益を受けている。そのため、特に「開かれた協力的国際秩序」にコミットし、「西欧と台頭する中国やインドのような強国との対決を避け、東ヨーロッパにおける古い紛争構造への逆戻りを阻止すること」が、ドイツの利益である。

また、「デモクラシーと人権が外交政策的行動の中心的基準」である。外交政策は、「人権、法治国家性、デモクラシー、自由、環境保護」を重視する「価値」に基づくものであり、同

時に「権力と影響力の維持、経済の繁栄、エネルギーの安定供給、開かれた貿易の道」のような「利益」の実現を目標にする。このようにドイツの外交政策は、「価値」に基づくものだが、「価値と利益」の緊張関係の中で、外交ではしばしば妥協をしなければならない。今後、ドイツは、「その利益と価値を明確に定式化する責任、パートナー国と共同で可能な限り目標を巧みに実現する責任」がある。もちろんこのためには、「積極的な外交政策的役割に対する市民の同意なしに、デモクラシー政府は行動することはできないので、国内〔連邦議会と市民社会〕での広範囲な内容豊かな論争」が重要である。

政治教育の教材を簡単ながら紹介したが、ヨーロッパ・ドイツの外交・安全保障政策の基本方針には、ナチズムの「過去の克服」への努力、人権とデモクラシーを重視する多国間主義の外交、経済的相互依存関係を創出すること、地球規模の気候危機に対応する気候保護政策の展開、権力政治や軍事における「謙抑の文化」が根付いている。ウクライナのドンバス紛争やクリミア半島の「併合」をめぐる外交政策の展開でも、ドイツは、単独行動ではなく、英仏独ないし仏独の連携、米独連携など、連携した行動を基本にしている。

このような基本方針は、キリスト教民主同盟・社会同盟（CDU・CSU と略）と社会民主党（SPD と略）という二大政党主導の政権交代を通じて定着している。1990年のドイツ統一以降を見れば、コール保守リベラル連立政権（CDU・CSU と自由民主党〔FDP〕）から、シュレーダー「赤と緑」の連立政権（SPD と 90年同盟・緑の党〔緑の党〕）への政権交代、その後の保守リベラル連立や大連立を経て、2021年選挙後はSPD、緑の党、FDPの初の三党による信号連立政権が誕生した。市民社会に論争文化が根付き、任期四年間を通して会期である連邦議会での現代的課題をめぐる政

党間、議員間の論争が活発である。今後の外交・安保政策の見直しも、連邦議会、市民社会での論争を通じて行われるだろう。

ヨーロッパ統合の出発点は、世界大戦で没落したヨーロッパの再建と平和を実現する「平和のプロジェクト」である。ドイツのEUとNATO加盟は、ヨーロッパの平和の実現・継続のためである。EUが東欧に拡大したのは、西欧の平和と安定のためには、東欧諸国の経済的、政治的安定が不可欠であるからだ。

## ウクライナの避難民の現状と多国間主義の外交

2月以降のウクライナ避難民（UNHCR データ：<https://www.bpb.de/themen/Europa/krieg-inder-ukraine/2022.10.02.閲覧>）は、1060万人が国境を越えて避難し、その後450万人が国内に戻っている。全体として、ヨーロッパの近隣諸国に630万人が避難し、700万人以上が国内の他の地域に避難している。また東ウクライナの140万人以上が十分な水にアクセスできない状態にある（ウクライナ人口2021年4152万人〔クリミアを除く〕<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ukraine/data.html/>）。ドイツ連邦移民・避難民庁によると、ドイツは9月24日時点で、約97万人のウクライナの避難民（成人の3分の2以上が女性、子どもや青年35%）を受け入れている。内務省は、他国に移動、ウクライナに帰国した数を公表していない。なお連邦雇用庁によれば、8月の時点でウクライナ避難民約55万人が基本保障を受けている（<https://www.tagesschau.de/inland/innenpolitik/flu echtlinge-ukraine-153.html/>）。

市民たちの苛酷な状態が続いている。「クリミア併合」以後のEUの多国間主義の外交は、今回の侵攻を防止できなかったが、困難であるとしても多国間外交の展開から停戦と和平交渉の道の模索ができないだろうか。

【寄稿】私が考える「戦争と平和」

## 二度目の敗戦を迎えて

—「吉田路線」とアベノミクス—

関東学院大学名誉教授 久保 新一

### プロローグ

私は太平洋戦争が始まる前年の 1940 年 10 月 1 日、信州の山村で兄三人・姉 4 人の末子として生まれた。愛国者であった父親が、産めよ増やせよの国策にそって 50 代でもうけた恥かきっ子である。紀元は 2600 年にちなんで新一と名付けられた。六八九命名も珍しくはなかった時代のことである。

### 1. 第一の敗戦と「吉田路線」

#### (1) 「15 年戦争」と敗戦

1929 年の世界大恐慌で経済の生命線・生糸輸出を断たれた日本は、窮地からの脱出口を大陸に求め満州に軍事侵略（1931 年）、孤立を深めて国連脱退（1933 年）、戦線を中国全土に広げた 1939 年にははや国力が低下、明治維新以来初めて体位の低下をみた疲弊の時代の子でもあった。

1940 年西欧の枢軸国独伊と三国同盟を結び、ABCD 包囲網の経済制裁を受け、1941 年 12 月 8 日真珠湾奇襲で太平洋戦争に突入する。戦闘に不可欠なガソリンと鉄鋼を敵国アメリカに依存しての開戦に勝算はなかった。4 年後の春沖繩戦全滅、本土爆撃、広島・長崎原爆投下で 8 月 15 日終戦、平和がきた。

もの心がついた少年が見た平和の光景は、モンペ穿きの中年婦人が涙でジャガイモと交

換に錦の着物を差し出す姿であった。戦後インフレで下落した旧通貨は、もはや交換手段としての機能を果たさなかったのである。

#### (2) 戦時経済と国債

開戦と同時に政府は平時の通貨制度（戦前は金本位制）を停止して戦時国債を発行する。それを中央銀行（日銀）が引き受け政府に通貨を支払う。政府はそれで軍需物資を調達し戦争を行う。青年男子は徴兵され、民需物資を生産していた工場は武器工場に変わる。鍋釜まで徴発した戦時経済下、政府の借金（赤字国債）は急増、敗戦前年（1944 年）には財政赤字の対 GNP 比は 145%にのぼった<sup>1)</sup>。

#### (3) 戦後インフレと戦後改革

敗戦と同時に軍需生産は停止、日用品の生産に切り替わる。日本は空襲でほとんどの都市と工場が焼土と化し外貨も払底、深刻な不足と食料危機に見舞われた。日銀引き受けで大量に出回っていた通貨は、たちまちハイパーインフレを引き起こした。

GHQ 指令下、新賃金物価体系<sup>2)</sup>（1947 年、戦前比物価 65 倍、賃金 28 倍）で戦前の 2 分の 1 に引き下げられた賃金を、ドッジライン（1949 年）により 1\$ = 2 円から 1\$ = 360 円（180 分の 1）に引き下げられた為替レートで米ドルにリンク。

平和憲法による戦争放棄（1946 年）と財政

法6条による国債の日銀引き受け禁止で戦争に歯止めをかけ、1951年サンフランシスコ平和条約・日米安保条約締結で、戦後日本がスタートする。

#### (4) 「吉田路線」と高度成長

時の首相吉田茂は、軍事は安保で米国にまかせ、日本は経済建設に専念する「吉田路線」を戦後日本の基本戦略とし、1955年以降鉄鋼・工作機械建設5ヵ年計画を軸に、基幹産業の建設に朝鮮特需で得た貴重な外貨と資金を傾斜配分する傾斜生産方式によって、高度成長への道を拓いた。

吉田路線には、対米従属の構造化という負の面があり看過できないが、1970年代初頭ドル・オイルの両ショックを契機に産業構造を「重厚長大」から「軽薄短小」に転換、1980年代日本経済を世界の頂点に立たせる基盤を築いたという点では称賛に値する。

## 2. アベノミクス破綻と第二の敗戦

### 1) 異次元の金融緩和と国債発行

#### (1) 「失われた20年」とアベノミクス

1990年代初頭の冷戦体制解体とバブル崩壊以降、「失われた20年」を歩んでいた日本経済は、2008年金融危機で当事国米欧以上の落ち込みをみせた。3年後東日本大震災・福島原発事故が勃発し、危機に追い込まれる。

この危機の中で第2次安倍政権が成立、危機対策としてアベノミクスを打ち出す。まず、デフレ脱却を目的に2%物価上昇をターゲットとする異次元の金融緩和政策。次いで復興事業等推進のための国債増発・財政政策、最後に、産業の再建・復興のための成長戦略である<sup>3)</sup>。

#### (2) 終われない異次元金融緩和

アベノミクスはのっけから破綻する。当初2

年で達成予定のインフレ率2%が達成できず、異次元の金融緩和の継続をせまられる。それに財政法6条破りの日銀による国債の恒常的大量買い入れが加わり、株の買い支えにまで踏み込む。

これに異常気象による大雨・洪水被害やコロナ下での東京オリンピック延期開催、コロナ対策のための臨時資金調達等が上乘せされ、国債発行額は著増する。

さらに国債の値崩れ防止のための国債買い入れを迫られることになる。日銀の債務超過の恐れに加え、金利上昇による国債費（利払い費）増（2021年度24%）が財政を圧迫することになるからである。

#### (3) 類のない財政赤字

こうして、日銀はいまや国債の半分を所有（2021年度末48%）、東証株式市場の最大の株主（2020年度末7%）となった<sup>4)</sup>。国債発行残高のGDP比（2021年度末現在）は256.9%、先の敗戦末期のほぼ2倍である。

G7各国比（2021年度末）でも、最大の伊154.8%から最小の独72.5%まで、日本が異常に高い<sup>5)</sup>。

#### (4) 引き締めへ転じた世界

金融危機以来ゼロ金利政策と財政出動を続けてきた欧米各国は、米FRBの金融引き締め政策への転換を契機に、2022年一斉に金利引き上げ政策に転じた。ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーと食糧価格高騰により、インフレが加速したためである。

エネルギーと食糧の自給率が破格に低い（食料38%、エネルギー12%（2021年OECD統計））一方、ゼロ金利政策が転換出来ない日本は、この影響をまともに受け諸物価の高騰が始まる。インフレ率は既に目標の2%を超え、8月には3%台に達している<sup>6)</sup>。

## (5) 上がらない賃金とインフレ

ところで、欧米各国のインフレ率は、英 9.9% (8月)、米 8.3% (同)、独 8.5% (7月)<sup>7)</sup>と日本の3倍に近い。しかし、欧米諸国は賃金も上昇しており影響は小さい。日本の賃金は1990年代半ば以降上がらず横ばいで、生活への影響度は日本が一番大きい。

## 2) 問題の核心は成長戦略

### (1) デジタル化に向かう世界

ゼロ金利と財政出動は、1990年代末から引き継がれてきた政策である。問題は成長戦略にある。

冷戦体制解体後、新自由主義政策により国内経済再建優先に舵を切った米政府は、1995年インターネットの商用利用開始を皮切りに、2000年代新産業 IT・プラットフォーム企業 GAFAM を生んだ。

2000年代経済大国化した中国も BATH を創出。ドイツは2012年第4次産業革命を開始する等、主要国はデジタル化にまい進する。

2015年「パリ協定」締結による CO<sub>2</sub> 削減 (2050年排出ゼロ) 目標設定は、世界をゼロカーボンに向けて一斉に走らせる。

### (2) 在来製品輸出中心の成長戦略

日本は iPhone (1999年)、デジカメ (2000年) 開発に世界に先駆けて成功、液晶 TV、太陽光・風力発電でも先行するが、量産段階で韓・台・中企業に次々に主導権を奪われる。

一方、第一次安倍政権成立の年 (2006年) に原子力立国計画を始める等、安倍成長戦略は、ゼロ金利・円安依存の在来産業製品 (石炭火力発電、原発、新幹線、武器等) 輸出が中心となる。

石炭火力は各国の袋叩きにあい頓挫、福島事故後規制強化で高コスト化した原発は太陽光・風力発電に勝てず全敗、新幹線は借款付きの中国に敗れ、武器もシステム化した兵器

体系の時代を読めず完敗。

時代遅れの日本的経営 (終身雇用・年功序列型賃金制) から脱却できない日本企業と、旧産業製品輸出に固執する日本政府を尻目に、他の諸国・地域はデジタル化で産業競争力を高めていたのである。

### (3) 没落する日本経済

2000年世界の14.6%を占めていた日本の GDP は2021年5.1%に低下。一人当たり GDP は31位と韓国 (24位) 以下。平均賃金も OECD 平均を大きく下回る24位、韓国の19位に劣る。

先行指標の注目論文数でも、2007年5位から2019年10位に後退、中国1位、インドは9位に前進している<sup>8)</sup>。1980年代 Japan as No.1 を誇った経済大国日本の面影は今やない。

### (4) デジタル化政策の問題

安倍首相退陣後の2021年ようやくデジタル化政策に転換、デジタル庁を発足させた。しかし、肝心の国家機密データを保管する国産クラウドコンピュータは使い物にならず、米国製に頼らざるを得ない。

米中というまでもなく、主要国は全て自前のクラウドとプラットフォームを持っている。この両者を持たない国は最早自立した国とはいえない。今や日本は、デジタル後進国に落伍した。

## 3) あるべき成長戦略

### (1) 分散自律循環型経済への転換

アベノミクス成長戦略が取り組むべきは、地球環境問題を帰結した化石燃料依存の大量生産・消費・廃棄大規模重化学工業中心型経済を、再生可能エネルギー依存の分散自律循環型経済に転換することであった。

再生可能エネルギーは分散型エネルギー源、Web3.0は分散型情報処理システム。DX (デジ

タルトランスフォーメーション)化は、産業と事務の省エネ・省力・省資源化により CO<sub>2</sub> 削減に貢献、福祉・介護に人材を供給する。サブスク化は循環型経済を、生命科学とバイオ技術の発展は原材料・資源の分散フロー化を実現する。

無農薬・無肥料・無耕起の「協生農業」<sup>9)</sup>は、農業のカーボン減と生態系再生を可能にする。パーツは出揃っているのである。

## (2) 負の遺産

異次元金融緩和と国債増発、コロナ対策でばらまかれた過剰資金は、新時代を拓く再生可能エネルギーや DX インフラに投下されていたのであればまだしも、人口減社会転換で発生した 1000 万戸空き家、に逆行する高層ビル・マンション・新築住宅建設ラッシュや不要な公共施設増設、さらには日銀介入に支えられた投機と自社株買いで高騰する株式に向かった。

高株価は一部で停滞する賃金を補填し、年金基金の運用を通じて高齢者の家計を補助する役割も果たしたが、反面人々の危機感を奪い安倍政権延命の一助ともなって、転換を妨げている。

## (3) 第二の敗戦

人々がアベノミクスに酔わされている間に、日本経済の底が抜けていた。

そこにコロナパンデミックとロシアのウクライナ侵攻が襲いかかり、エネルギーと食料価格が上昇、さらに円安が重なって諸物価の高騰を招いている。類を見ない借金大国、ゼロ金利政策の日銀に打つ手はない。第二の敗戦である。

第一の敗戦後、「吉田路線」の下、敗北を抱きしめて焼土から立ち上がった人々が、高度成長を達成したとすれば、第二の敗戦は、林立する高層ビルと新築住宅に囲まれて迎えた。若者は展望を持たず、人々は敗北を抱きしめることも出来ないままたたずんでいる。

## エピローグ

イギリスのエリザベス女王の国葬をライブで見た。ロシアを除く主要国首脳がこぞって参列したこの儀式は、一つの時代の終わりを示しているように思われた。国家の時代の終わりである。近代国家はイギリスをモデルに始まった。その形は、アダム・スミスの『国富論』に示されている。今や、国富の時代は終わり、地富の時代が始まろうとしている。

注)

- 1) 関野満夫「日本の戦費調達と国債」中央大学『経済学論纂』60巻2号、2019年10月
- 2) 『通商産業政策史・2 戦後復興期(1)』通商産業調査会、1992年
- 3) 首相官邸ホームページ、2015年5月29日
- 4) 日経「日銀国内株式の最大保有者に」2021年7月16日
- 5) 財務省ホームページ「日本の財政を考える」2022年9月2日
- 6) 日経「インフレが問う(4)」2022年9月24日
- 7) 帝国データバンク『食品主要105社価格改定動向調査9月』2022年9月16日
- 8) OECD 統計 Online・2021年度
- 9) 船橋真俊他『東アジアが変える未来』PHP 新書、2021年8月

【寄稿】私が考える「戦争と平和」

## 開放的攻勢的地域主義の可能性

大正大学社会共生学部公共政策学科教授 江藤 俊昭

### 【はじめに—私が考える「戦争と平和」】

#### ＜私と「戦争と平和」＞

地方自治・地域政治を専門としている私に、「私が考える『戦争と平和』」をテーマにした原稿依頼がきた。長年、大学教員として研究を担い、原稿もそれなりに書いてきたが、このテーマの依頼、そして執筆ははじめてである。

「戦争と平和」を考えることは、市民としても重要であるとしても、主題的テーマとしては執筆も発言もしてこなかった（沖縄県など基地問題や国民保護法との関係等は別として）。

思えば—私事ではあるが—、政治に関心を持ったのは高校時代で、ベトナム戦争の泥沼化（ちょうど大学に入学した1975年4月にベトナム戦争終結、その後カンボジア・ベトナム戦争、それに続く中国によるベトナム侵攻（ちょうど学部卒業まじかの1979年）、韓国の朴正熙による弾圧（T.K生・「世界」編集部編『韓国からの通信』岩波新書）、などなど。高校時代は「イマジネーション」（ジョン・レノン）が広がらないかな—と漠然と考えていた。

大学で、政治を学ぶ中で住民生活に密着している地方自治・地域政治（ローポリティクス）に興味を持った（大原光憲指導教授の魅力もあったが）。いわゆるハイポリティクス（まさに戦争と平和）について関心はあるものの、研究対象としては次第に遠ざかっていった。

#### ＜本小論の課題＞

神奈川県地方自治研究センターで、青山彰久さんによる「草の根から平和をつくる」をテーマとした講演があった（オンライン、2022年8月23日）。そこで、「戦争と平和」が住民生活に大きな影響を与えるとともに、逆に住民生活を豊富化する地方自治が平和に貢献する視点と運動の重要性を再確認した。青山さんは、ウクライナ、沖縄、地域主義を素材に「戦争と平和」を議論した。それに刺激を受けて、私も「戦争と平和」について考えてみたい。以下のことを議論したい。

21世紀の「戦争と平和」は、従来の思想・実際とこれを超える思想・実際とのせめぎあいの中から生まれる。国家を主語とした国家間関係論（国家主義、現実主義＝パワーポリティクス）の流布に対抗する思想・実際は可能か（護憲だけで国家主義に対抗できるか）、それは国内の民主主義の成熟度とも関連がありその高度化による平和の実現は可能か、…。これらを考えつつ、自治体・地域は、国（中央政府）の道具化 vs 対抗の構図だけではなく、諸外国の自治体・地域との連携による平和の構築を探りたい。

青山さんの講演に引きつけていけば、地域主義の再考であり、「開放的攻勢的地域主義」を提起したい。本小論では、地域から、一方で民主主義を実現し、戦争の回避、国政秩序の構築を、他方で世界の自治体・地域との連

携を強化することで、それぞれの国の民主主義の充実を進めるとともに、世界平和秩序の基準を広げる（規範化する）ことを想定している。

## 【パワー・ポリティクスや保守的護憲論を超える視点と運動の可能性】

### ①パワー・ポリティクスの論理と実際

今日の事態と国民の意識の変化によって、パワー・ポリティクスに基づく「防衛力（軍事力）」強化や集団安全保障の強化に一層の拍車がかかる。歴史の歯車は動き出した（私には20世紀に逆転と思われる）。

日本では、こうした状況を追い風にして、防衛費の増額、敵基地攻撃能力の保有、防衛装備移転三原則の見直し、周辺国の情勢認識等が積極的に議論されている。こうした一連の動向を正当化する「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」も設置された。日米安全保障条約の再確認をはじめ、西側諸国との協力が強化されている。この発想からは、防波堤である憲法の破壊か影響力削減が目指される。

「邪悪な敵」の存在は、いつ自国の平和が脅かされるかわからない。だから「正義の味方」である自国が（そして仲良し国とともに）しっかりと防衛力を整備する、時には事前に敵を潰す——「邪悪な敵」を想定すれば、きわめて単純だがわかりやすい。

戦況や軍事戦略だけを報道するマスコミ報道は、この思考を強化する。マスコミの哲学の貧困ともいえよう（権力批判を前提とするジャーナリズムとは異なる）。映像等の切り取りには、マスコミの哲学が問われる。

### ②保守的戦争放棄論

確かに日本国憲法は世界の憲法から見れば異質であろう。「異質」の評価である。異分子

として排除＝普通の国としての軍事力の整備を目指すことも1つである。逆に、世界に広げる＝異質が時代をつくる、こともある。

第9条を守ることは、急激な防衛力増強のブレーキになっている意義は充分にある。一国だけではない世界秩序の変更の創造とリンクさせることが必要だ。それがない戦争放棄論は、保守的思考で広がってはいない。

### ③第三の道：攻勢的戦争放棄論は可能か

第一の道は、わかりやすい。ただ、無限の軍事力増強、世界の二分化（西側陣営とロシア陣営、そして中国）の進展は、かりに戦闘のない状況であっても、薄氷を踏む状況である。一発触発の可能性は低くない。悲惨な戦争を招くことになる。第二の道は、自国だけの戦争放棄をめざす。実現性は乏しいとはいえないまでも、広がっていない。

そこで、第三の道の可能性を議論することも必要だろう。これも実現性が乏しいかもしれないが、第一の道や第二の道の危なさを考慮すれば、議論を進めてもよい。イマヌエル・カントが『永遠の平和のために』で提起した「平和連盟」が参考になる。それは、1つの戦争を終わらせる講和条約とは異なる。「平和連盟が目指すのは、すべての戦争を永遠に終わらせることだからだ」（丘沢静也訳、2022年、講談社文庫、40頁）。カントは、世界共和国がベターだとしても、それぞれの国の権利を捨てないのでそれを望まないがゆえに、「連盟というネガティブな代理に働いてもらうしかない」。この連盟だけが、「好戦的な流れを止めることができる」と喝破している（同、42-43頁）。

日本国憲法の発想も、一国だけで戦争放棄が実現できるとは考えていない。「…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。…」（日本国憲法前文第2段落）。この構想を豊かに

することが必要だ。9 条（正確には前文）は遺産としてではなく、広げる戦略が必要だ。

類似した組織として国際連合があるが、常任理事国の拒否権など不備は多々ある。まず、核兵器禁止条約批准や、国際連合組織改革を積極的に進めたい。

## 【民主主義による「戦争と平和」の可能性】

次の論点は、「戦争と平和」の議論を国内の政治＝民主主義の成熟度と連動させることである（これもカントの「永遠の平和のための確定条項 1 どの国でも市民の体制は共和的であるべきだ」を参照）。ロシアだけではなく、他国への侵攻は、国内の基本的人権の無視に由来する。侵攻の歯止めには、民主主義の実現が不可欠だ。

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重とともに、平和主義を実現するための制度として議会制民主主義と地方自治を明記した。日本国憲法の前文（もっとわかりやすくできないのかと思うが）の後半は、平和主義を「平和を愛する諸国民の公正と信義」を信頼することで、そして前半はまさに民主主義を国民代制原理（日本国憲法前文第 1 段落後半）によって、実現しようとしている。国民代表制原理（信託）はまさに、ジョン・ロック（そしてアメリカ独立宣言）の発想である。

同時に、議会制民主主義、国民代表制、そして地方自治による民主主義の実現が不可欠である。それが、平和の充実に貢献する視点と運動を模索することになる。青山さんが「再発見（再発掘）」した地域主義と連動する。

民主主義の充実にあって重要なもう 1 つは、生活に密着した地方自治からの民主主義の充実である。今では当たり前の地方自治の保障が当時珍しく憲法に刻み込まれた（第 8 章）。中央集権と地方自治のせめぎあい、本誌の読者にはイメージできるであろう。

そこで、地方自治の充実強化による民主主義の豊富化とそれによる地域からの平和構築について考えよう。

## 【地域からの「平和」構築の模索

### ——21 世紀の平和秩序を展望する】

<21 世紀の「戦争と平和」をめぐる自治体・地域>

国家間関係における「平和連盟」（国連改革）、国内の民主主義の成熟は、それぞれ重要であるが、自治体・地域がこれらを充実させる視点も重要である。本小論では、自治体・国・国際機構という三層を視野に入れて、今日の環境問題や基本的人権をめぐる国内外の争点化に対して、自治体・地域は二面作戦をとることになる。1 つは、国政や国際機関に影響を与えるベクトル、もう 1 つは、諸外国の自治体・地域と連携するベクトルである。

まず、前者、つまり国政や国際機関に影響を与える自治体・地域についてである。日常的に住民の生活を侵食している基地への対応は重要だ。同時に、今日急展開している事態、たとえば土地規制法などへの対応も不可欠である。

こうした「受動的な」地域からの「平和」構築だけではなく、積極的対応も必要だ。無防備都市などを想定しよう。

無防備都市は、戦争（紛争）時に都市に軍事力が存在していない開放地域であると宣言して敵による軍事作戦時の損害を避けることを目的とする（ハーグ陸戦条約第 25 条）。問題もかかえており、「平和都市宣言」以上の意味は持たないともいわれているが、生活を起点として「平和」を議論できる。事前準備や条例で明記することもできる。もちろん、基地のある自治体については、対象から外れる。その自治体でも「思考停止」ではなく、今後の「戦争と平和」を考える機会にしたい（基地移

転だけではなく存続もある)。

自治基本条例や議会基本条例が制定されている。この中には、平和に関する条文がほとんどない。生存と生活、平和を根幹とする「沖縄自治憲章(案)」(前文と18条で構成)が提起された(玉野井 1990)。沖縄だけではなく、こうした平和をめぐる生存と生活の条文を自治・議会基本条例に挿入することも議論したい(川崎市都市憲章(案)も平和を位置付けている)。

### <今後の展望>

国家主義は形を変えながらも、少なくとも為政者にとって主流である。この発想では、人権や自由は後ろに退く。生存と生活を主軸とする社会・世界構成には、生活に根差した自治体も積極的にかかわる必要がある。時代の変化を見据えつつ今後を展望したい。

19世紀までは(国民国家が形成されていることを前提に)、強国による他国の収奪が一般的で、それを進める体制は非民主主義であり、自治体はあっても歯車、道具として活用されてきた。20世紀になると、国際連盟・連合が設立されてはいるが、東西冷戦の中で軍事同盟が制度化される。この時代は、民主主義の発展とともに全体主義も生まれている。自治

体は道具となる一方で、生存や生活のための闘争を行ってこいた。

さて、21世紀はどうか。正確にはどうしたいかの意欲が問われる。たしかに、ウクライナ戦争で西側が勝利したとしても西側だけの世界秩序が生まれるわけではない。やはり国際連合の組織改革が焦眉の課題となる。同時に、為政者が戦争に踏み出すことを躊躇させる民主主義の成熟や自治権の確立を伴った自治体の充実が必要となる。これは単に一国内にとどまらず、新疆ウイグル、香港などへの連帯にも目くばせだけではなく行動することを意味している。それは、人権だけではなく、世界が直面しているSDGsの達成にも言える。

民主主義の充実にとっても、世界の人権や環境に貢献する上でも「地域から」という発想は重要である。

### <開放的攻勢的地域主義>

本小論では、地域からの「戦争と平和」を考えてきた。地域から、一方で民主主義を実現し、戦争の回避、国際秩序の構築を、他方で世界の自治体・地域との連携を強化することで、それぞれの国の民主主義の充実を進めるとともに、世界平和秩序の基準を広げること(規範化)を想定している。地域主義の発想

表 「戦争と平和」をめぐる国家間関係・政治体制・自治体(概念)

時代	国家間関係	政治体制	自治体
～19世紀	強国が弱い国を収奪(帝国主義)	・弱い民主主義	・自治の存在と集権化
20世紀	・国際連盟、国際連合 ・東西等の軍事同盟 (NATO、ワルシャワ条約機構、日米安全保障条約等)	・民主主義の豊富化 ・全体主義の台頭	・道具化 ・分権化
21世紀	・国際連合の組織改革 〔軍事同盟の存続〕	・民主主義(一国民民主主義から世界民主主義+自治の充実)	・開放的攻勢的地域主義 (人権・環境等をめぐる連携)

注：きわめて簡略化している。今後豊富化したい。

は、今後の「戦争と平和」を考える上で重要である。地域主義の詳細は、青山さんの講演録で明確にされている。すでに内在している要素を強調して開放的と攻勢的を強調したい。

地域主義は、そもそも自足ではない。「<地域>は他の世界から切り離された孤立系として自存する単位ではない」（玉野井・清成・中村編 1973：iv）。この広がり、世界はもちろん宇宙とも関連している。飽くなき欲求が地球環境の破壊を招くことも視野に入れる。開放的を付すのはこの意味である。

もう1つの攻勢的を付加しているのは、——本小論では展開できているとは言えない——国家主義に基づく社会構成の転換を思想でも実際でも目指そうとしている。かつて「戦闘的地域主義」が提起された。これは、地域主義が住民運動に共鳴するものの、それを破壊する社会体制、社会構造、政治状況、と対決する姿勢が弱いことでこれを批判して新たな用語として「戦闘的」が付加されている（玉野井 1990：303-304（座談会での発言））。本小論では、民主主義の活性化を自治体・地域から考えることで、戦闘的な意味も含みこんでいる。

生存と生活を守り豊富化する開放的攻勢的地域主義を自治・議会基本条例に導入する議論をしよう。姉妹都市の連携強化や無防備都市の都市間連携強化なども視野に入る。

## 【非常事態の思考停止を超えよう ——むすびにかえて】

「戦争と平和」をめぐって本小論では議論できなかった論点を2つ留意点として指摘したい。

まず、非常事態（仮想であろうと現実であろうと）には、勇ましいパワー・ポリティクスや、権威主義が声高に叫ばれる。通常状況の理論

と実際の中に日頃から、非常事態の対応を含みこむことである。それがないと、容易に非常事態の論理（勇ましいがいパワー・ポリティクスや権威主義）は浸透する。それでは、非常事態の作動には歯止めがかかりにくい。

つまり、非常事態（例外状況）の強調は、容易に権威主義、国家主義に連動する。今日、目前にはロシアの侵攻とウクライナの地道な防戦、これだけではなく核使用の可能性、NATOによる支援の増強。ロシアの勝利は、侵攻を肯定する「新しい」国際秩序、核の先制使用を広げることになる。それを食い止めるには、ウクライナの勝利に貢献する運動が必要。ただし、すでに指摘したように、非常事態でも通常状況で議論する範囲の確定が不可欠である。

もう1つは、エネルギーと「戦争と平和」についてである。今日、エネルギー資源が戦争の道具になっている（取引材料、価格高騰）。同時に原発が原爆の代替として活用される現実的危機となっている。エネルギーを環境だけではなく、「戦争と平和」をめぐる議論と連動させることも必要になっている。

\* \* \*

本小論では、定義（民主主義、権威主義）も展開も十分ではない。「戦争と平和」をめぐる現状は歴史的後退だ。この時期、「未来形成的な力」（H. ヘラー）を探る議論をしていきたい。

〔参考文献〕

玉野井芳郎・清成忠男・中村尚司編（1978）

『地域主義——新しい思潮への理論と実践の試み』学陽書房

玉野井芳郎（1990）『地域主義からの出発』（著作集第3巻）学陽書房

【寄稿】私が考える「戦争と平和」

## 自治体の平和政策

神奈川県地方自治研究センター研究講師（元藤沢市職員） 杉渕 武

### 1 はじめに

今年、「藤沢市核兵器廃絶都市宣言」が、市議会全会一致で採択された1982年6月から40周年日にあたる。この宣言は、当時東西冷戦体制が続き、核兵器の使用が懸念される中で、ヨーロッパやアメリカで、反核・軍縮運動が高まり、第2回国連軍縮特別総会が開催されるという背景のもと、日本でも草の根の平和運動が活発化し、藤沢でも多くの市民の平和への願いが結実し、宣言に結びついた。

この宣言後、藤沢駅北口のサーパール広場には、核兵器廃絶都市宣言のモニュメント（図1）が設置され、主要な幹線道路の市境には、宣言の標示板が設置された。

宣言から、40年を経過した今、改めて「自治体と平和政策」について考えてみたい。



図1 核兵器廃絶都市宣言モニュメント

### 2 世界の動き

第2回国連軍縮特別総会は1982年6月7日から7月10日にかけて、ニューヨークの国連本部で開かれた。日本、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、ソ連、中国を含む各国の首脳が参加したほか、非政府団体、平和軍縮研究機関の代表にも発言の機会が与えられた。成果としては、世界軍縮キャンペーン、軍縮フェロウシップ計画についての合意文書が作成されたが、具体には少なかった。一方で、危機意識を持った市民100万人のデモが、「なくせ核兵器」の横断幕を掲げ、会場周辺で行われた。核軍縮から核廃絶へ進む転換点でもあった。

この会議において、当時の荒木武広島市長は、世界の都市に向けて、共に核兵器廃絶への道を切り開こうと呼びかけた。そして、広島・長崎両市は、この呼びかけに賛同する組織として、世界平和連帯都市市長会議を設立し、1985年8月に、第1回世界平和連帯都市市長会議が、広島、長崎の両市で開催された。同会議には、23か国98都市が参加し、大きな反響を呼んだ。その目的は、「加盟都市相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、（中略）、もって世界恒久平和の実現に寄与すること」と謳っている。

会議の名称は、2001年に「平和市長会議」、

2013年に「平和首長会議」と改称しているが、現在の加盟都市は、166か国8213都市であり、会長都市は広島市である。

このように1980年代から現在まで、世界中の都市において、核兵器の廃絶と世界恒久平和への強い意思は脈々と受け継がれ、今年も10月に開催される予定である。

さらに、住民の非核・平和への意思を、地方の議会決議のかたちで表明する動きが広がった。1980年にマンチェスター市議会が「非核都市宣言」を決議した後、非核宣言がヨーロッパやオセアニアなどに拡大された。核の危険から住民の生命と暮らしを守ることは自治体の責務であるという視点から、非核政策が自治体の政策課題として取り上げられた。1984年にマンチェスターで第1回非核自治体国際会議が開催され、その後、コルドバ市、ペルーシア市で開催されている。

### 3 日本の非核自治体の広がり

日本においては、世界的な非核自治体宣言の広がりを背景に、非核都市宣言自治体の数が急速に増加したことが特徴である。

藤沢市が核兵器廃絶平和都市宣言をした1982年の8月に非核都市宣言自治体連絡協議会の結成総会が広島県府中市で開催された。初代の会長は府中町長が就任し、2年後には藤沢市の葉山市長（当時）が就任した。当初協議会に加入した自治体は、数少なかったが、その後、1980年代に非核都市宣言をする自治体は急速に増え、協議会に参加する自治体も増えた。1990年に名称を「日本非核宣言自治体協議会」に改称している。

協議会設立の趣旨は、「核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人ひとりの生命と暮らしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた使命である。宣言自治体が互い

に手を結びあい、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために努力する」というものである。この趣旨の特徴は、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体の使命であると謳っているところにある。

このような趣旨のもとに、非核都市宣言に関する情報・資料の収集、調査研究、非核都市宣言呼びかけのための活動、各自治体の平和事業の推進などを行っている。

世界の動きとの連携では、1992年11月に横浜市で開催された第6回国際非核自治体会議の運営に協力したり、平和市長会議への参加、核兵器廃絶のための世界NGO集会への参加など継続した連携が行われている。

当初、協議会に参加しなかった長崎市、広島市も途中から参加し、2000年に長崎市長が会長に就任し、現在も継続されている。

こうした活動の結果により、現在都道府県を含む自治体数1788のうち、宣言をしている自治体数は1657（92.7%）あり、協議会に加入している自治体数は347（20.9%）である。

### 4 神奈川県内の非核・平和関連施策について

#### (1) 非核・平和宣言

在日米軍の専用・共用施設の土地面積が、沖縄県、青森県に次いで多い神奈川県では、市民の平和運動は継続的に展開されてきており、非核・平和の取り組みについても、県内の全自治体が非核・平和の宣言あるいは決議を行っている。また、日本非核自治体宣言協議会に加入している自治体数は、1県9市2町村である。加えて、平和首長会議に参加している自治体は、さらに多い。

平和関連施策については、市民の集いや体験を聴く会、写真展・パネル展や映画会など

の啓発活動、小中学生に平和の尊さを伝える学習活動、広島、長崎で実施される式典やフォーラム等への参加など、その事業は多彩である。

また、神奈川県は県内非核自治体連絡会議を1984年度から実施し、県内の非核・平和施策に関する情報交換を行ったり、研究者や専門家を招いて、時宜に合ったテーマで講演を聴くなど、世界の核軍縮の状況などの情報の共有化を図っている。

## (2) 条例の制定

施策の実効性・持続性を高めるため、条例を制定している自治体はいくつかある。

横浜市は、2018年6月15日に「横浜市国際平和の推進に関する条例」を制定している。同市は、1945年の横浜大空襲により多くの尊い命が犠牲になったことを忘れることなく、国際平和の推進のために、都市と都市が国際親善や相互理解を深めることが世界の平和につながるという考え方のもとに施策を進め、国際連合からピースメッセンジャーの称号を授与された。さらに、国際化やグローバル化が進展する中で、地域や市民による国際交流や国際協力等の国際平和への貢献が求められているため、この条例を制定している。

川崎市は、1991年12月25日に「川崎市平和館条例」を制定している。川崎市平和館は、市民の平和に対する理解を深めるとともに、平和を希求する市民相互の交流及び平和活動を推進し、平和都市の創造と恒久平和の実現に寄与するために設置するとされている。市民の平和活動の場を保証するという具体的な形で平和行政を進めていくのは特徴的である。

藤沢市は、1989年3月31日に「藤沢市平和基金条例」を、1995年3月30日に「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」を制定している。前者は、市の資金と市民等の寄付金を積み立て、平和事業を安定的・継続的

に行うために制定されたものである。後者は、その目的に「核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、核兵器廃絶を目指す国是としての非核三原則の厳守及び日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に関する基本原則を定め、市民の平和で安全な生活の維持向上に資する。」とある。

この三市の条例は、それぞれ制定の背景は異なるが、その根底には、市民の安全な生活を保障していくには、地方自治という観点から、自治体が市民と協働・連携して、平和な地球社会を創造していくという思いがあると言えよう。

## 5 藤沢市の平和行政

藤沢市の平和行政は、当時の葉山市長の平和への強い思いを具現化することが、その推進力になっていたことは明らかである。

葉山元市長はその著書『都市文化論』の中で、原子物理学者の服部学氏と対談し、次のように語っている。「私は、父や母が戦争に反対して弾圧されたのを見てますから、子ども心に戦争は嫌だというのが、自分の原点なんです。高校時代から朝鮮戦争反対や原水爆反対の署名運動をやりました。朝鮮戦争の時、アメリカ軍が茅ヶ崎沖の烏帽子岩を標的に射撃練習をして、烏帽子岩の形が崩れてしまったというようなことがありました。」「僕が高校三年の時、片瀬に丸木位里、俊子ご夫妻が住んでおられ、藤沢駅前の稲毛屋旅館で初めて“原爆の図”を公開されました。それを見に行き、原爆の悲惨さを目の当たりにして、強烈な印象を受けました。戦争体験、原爆体験を次の世代に伝えていくのが本当に大切であると思います。」このような思いが藤沢市の平和行政を立ち上げ、現在も受け継がれていると思う。

核兵器廃絶平和都市宣言後の藤沢市の平和

政策は、平和関係の予算を毎年 1000 万円程度組み、市民とともに平和運動を進めているのが特徴である。この予算は、平和基金条例を制定することによって担保されている。

具体的には、1972 年以来、毎年「憲法記念市民の集い」（※現在は開催されていない）を開き、自治、平和などをテーマに、講演会を開催し、核兵器廃絶、軍縮、恒久平和に向けて市民の啓発に努めていること、毎年 8 月には、母と子の原爆展、被爆写真展、被爆絵画展などを開くとともに、8 月 6 日、9 日には、広島と長崎の原爆投下と同時に、全市の広報無線塔を通じて、原爆で亡くなられた人々の冥福を祈り、核兵器廃絶と恒久平和を呼びかけ、「ノーモア、ヒロシマ・ナガサキ」の決意を新たにしていることが挙げられる。さらに、5 月 3 日の憲法記念日をスタートに、8 月 15 日までを「平和の輪を広げる 100 日間事業」として、市内全域で、映画上映や写真・ポスター・絵画などの藤沢平和展を継続して開催してきている。

これらの事業は、現在、開催方法が変わってはいるが、「平和の輪を広げる実行委員会」との協働事業として実施されている。

そして、非核を進める大きな要因は、現代の戦争は非戦闘員である市民の犠牲が圧倒的に多くなっており、特に核戦争が一たび起きれば、市民が営々と築いてきた歴史・文化・環境が一瞬にして破壊され、都市市民の生活が寸断されてしまうことにある。そのようなことを起こさないためにも、非核・平和のために、市民の国際交流を様々な方法で促進し、相互理解と信頼の中から、ゆるぎない平和を打ち立てていくことが大切であると葉山元市長は語っている。この考えは、21 世紀の国際社会の中で、人類のみならず地球上の全生命の生存のために、全ての人々に伝えられ、理解されるべきものとする。

## 6 新しい動き

原爆の被災都市であり、世界平和連帯都市市長会議を設立した広島市において、2021 年 6 月に議員提案により、「広島市平和推進基本条例」が制定された。平和の推進に関する条例については、4 で紹介した神奈川県内の自治体の条例のほかに、全国で初めての、1980 年 4 月 1 日施行の「中野区における平和行政の基本に関する条例」のほか、全国で 17 自治体が制定している（※神奈川は除く）。これらの条例は、各自治体で制定した平和都市宣言や非核都市宣言等を踏まえて、平和の実現に努めていく旨を規定している。

広島市は、同市議会が 2019 年 6 月に立ち上げた政策立案検討会議で、「平和の推進に関する条例について」検討を行うこととし、2 年間かけて平和関係団体や有識者、市民へのアンケート、条例素案に関する市民意見募集等を行い、同会議でまとめられた条例案が、議長による修正案に基づき修正されたうえで、議員提案がなされ、2021 年 6 月 25 日に賛成多数で議決されたという。

核廃絶と世界の恒久平和のために、世界首長会議の事務局を務めるなど、積極的に平和行政を推進している広島市において、さらなる平和推進のために、このような条例を議員提案で制定したという事実は重要であり、平和政策を持続的に推進していくために、全国の全自治体が学ばなければならないことと思う。

## 7 終わりに～都市にとって大切なもの～

戦争はしてはならないと、誰しものが強く思う。平和であるからこそ、都市における様々な政策を実行し、住みやすい都市を実現できるのだと思う。

そして、平和を願う気持ちが人々の生活の

基盤に流れている。そこには、誰もがすべての人々を尊重し、認め合う気持ちが育まれていることが大切である。そこから、人々のコミュニケーションが生まれ、文化が息づいていくのではないだろうか。

これからの都市において、一つの価値を貫くのではなく、多様な価値を認め合い、共存していくことが都市に求められるのではないかと思う。

※本稿は、平和問題を専門としない筆者が、自治体行政での経験、および各種資料を参考に、自治体の非核・平和政策を概観したものである。見落としている政策や世界情勢が多々あ

ると思われる。それらについてはご指摘いただけると幸いである。

〔参考文献〕

葉山峻『都市文化論』日本評論社、1982年

葉山峻『語りかけることば』有隣堂、1987年

〔参考資料〕

神奈川県 HP「県内非核宣言自治体 令和3年度  
非核平和施策一覧」

日本非核宣言自治体協議会 HP

平和首長会議 HP

地方自治研究機構 HP「平和に関する条例」

藤沢市「市政の概要」

## 地方自治の危機と自治研活動の役割

公益社団法人神奈川県地方自治研究センター理事長 佐野 充

今年度 2 回目となる自治研神奈川集会のテーマは「地方自治と平和・人権の現在を考える」ですが、基本的な人権を尊重した地方自治の運営を担う職員の責任と意思について共に考えていきたいと思えます。

基調講演のテーマは「地方自治の危機と自治研活動の役割」ですが、住民と「協働ですすめるまちづくりと地方自治の危機」についても触れてお話しします。

### 憲法で保障されている地方自治

憲法第 8 章に地方自治が定められています。憲法第 92 条では「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」としていますが、地方自治の本旨とはなにか。

住民自治と団体自治という考え方があります。住民自治とは地方公共団体を構成する住民が自らの意思に基づき、自らの責任において地域の統治・運営にあたることとされています。団体自治とは、地方公共団体の意思決定が、住民の自由意思に基づいて、他からの干渉なしに決定されるものと考えられています。住民自治、団体自治ともに、憲法に矛盾することなく、住民の自由意思に基づいて、他からの干渉を受けないかたちで自治体を運営していくという考え方です。

また、地方自治の本旨とは、国の法律をもってしても侵すことの出来ない地方自治制度の本質的内容ないし核的部分を意味すると解釈されています。

では、実際はどうか。地方公共団体は、独立した人格を持って運営されている存在です

が、人口減少や少子高齢化、地域経済の低迷、地域福祉の多様化、地方財政の悪化などのさまざまな地域・社会問題の発生によって、自立した運営が叶わなくなり、国からのいろいろな支援（特に交付金）を受けて存続しているという実態があります。これは地方自治制度の維持が困難な状況に陥っており、憲法によって保障されているはずの「住民の自由意思による自治の存続」が危うい様相を呈していると認識できます。

### 地方自治の実践

私たちが暮らし働いている神奈川県では、1978 年 7 月に開催された「地方の時代シンポジウム」（首都圏地方自治研究会）において、長洲一二神奈川県知事（当時）が提唱した「地方の時代」をスローガンに 1980 年代から参加型分権制に基づく地方分権改革が推進されました。直接民主制を目指す運動は飛鳥田一雄（横浜）市長、伊藤三郎（川崎）市長、葉山俊（藤沢）市長などの革新自治体で積極的に行われた結果、地方公共団体の市民化（開かれた地方自治）が具現化されました。都市開発に伴う

生活環境の整備、産業集積と人口増加が不幸にも生み出した大気汚染・水質汚濁などの公害や騒音・交通渋滞・通勤ラッシュなどの都市問題は、団体自治を実践する根拠本源と成り、住民に活躍の場を与えました。これによって、公務員の役割は、従来の地方公共団体の運営や公共サービスの執行にプラスして、生活様式や価値観などの変革とともに活発化した「住民の地域活動」をサポートするという新たな役割が加わりました。この公務員による住民の地域活動支援は、住民による自治を具現化していくための重要な手立てになっていると思われまゝ。地方自治は、公務員が住民の信任を得て、住民と共に自主運営することで成り立っていますので、公務員が住民の活動を支援することも職務の一環と考えられます。この支援は、住民の地域活動が公共の福祉に反しない限りにある場合において実践されるのが本来の姿でしょう。

地方自治体の意思決定は、住民の自由意思に基づいて決定されていくことが当然保障されています。その意思決定は、人間の尊厳を守るために個人の人格的価値を尊重する基本的人権のもとに、健全で平等に幸福を享受できる暮らしを確立するために制定された地方自治制度によって遂行されるべきものです。しかし、現実には地域格差の顕在化や貧困の深刻化などによって人権保障の前提条件が崩れているような段階にあります。社会全般に大らかさやゆとりがなくなりつつあるように思われます。そんな中、最近、協働で進めるまちづくりが広く叫ばれるようになってきました。住民自治を尊重する公共サービスとでも言いましょうか、公務員が住民との協働を意識して公共サービスを執行するということです。これは、従来の一方向的に公務員（役所）から住民に対して支援・助言するというスタイルから、公務員（役所）と住民が地域構成員として一体化し、共に意識し共に働いていくと

いう協働のスタイルが求められている社会になったということを実示しています。

## 協働ですすめるまちづくり

公務員の働き方は、今までは住民からの依頼とか要求に対応していくというのが主体でしたが、今日では地域社会の「見守り」とか、住民生活の「気付き」に視点を置いた働き方が注目されています。積極的に公務員のほうから地域社会に出かけていくという場面が求められています。この期待に応えることは、地方公共団体の運営・公共サービスの執行を担う人材であると認識している公務員にとって、非常に厳しいことですが、今の閉塞感のある地方自治の現場において意思をもって行動することができる人材は、公務員だと思います。もちろん、首長とか議員の意思と行動力も必要ですが、日々、住民に直接対応している人材である公務員が、積極的に「外に出ていく」ことによって、公務員と住民が相互依存関係のもとに地域を創っていくことを期待されていると思います。

今日、地方自治の危機が全国的な規模で広がっています。住民の「なんとかしてくれよ」が公務員の仕事の中で重荷になっている現実があります。地域の意思を尊重して、地方自治を運営していくという立場を第一にしても、やはり応えられるものと応えられないものがあります。公共の福祉に叶う地域の活性化、健全なまちづくりに寄与する住民の活動であるのかを明確に判断し、それを選択して、協働のための支援をする判断力と能力を持つことが、公務員に必要とされているという状況だと思います。

今日の公務員の働き方は、住民サービスの量（多種多様）と質（個別化、きめの細かなサービス）の要求がともに大きく変化をしてきたために、公務員の通常業務での処理能力を超

えている実態があると思います。それに加えて、業務の細分化、1人担当化による重責化、IT化による情報の処理と管理の複雑化などで、職場で共に協力して働くという状況をつくり難くなっていると思います。さらには、職場のネットワーク化、IT化により大量の情報が入手可能になったのですが、膨大な情報の中から必要なものを取り出すのにテクニックと手間がかかり、情報の共有化がしづらいなどの状況下に置かれています。これらが、個々の公務員に対して、IT化に対応した基礎的な情報処理技術教育がなされないままに、新たな業務として重層的にのし掛かってきたために、地方自治の現場を支える公務員は仕事におけるモチベーションを維持することが困難になっていると言えます。この状況は職場環境と仕事の効率にダメージを及ぼしており、地域社会に円滑なサービスを提供するための足かせにもなっています。これは公務労働における地方自治の危機といえます。

公務員の働き方の厳しい現実を考えると、改善には困難が伴うと思えますが、地方自治が衰退・崩壊してしまえば、地方公共団体の存在自体が問われることとなります。ここは、公務員の踏ん張り処であると言えます。強いて言うならば、この課題解決には、労働組合としての自治労（自治研センターも含めて）が、役所内における仕事環境と働き方の改善を中心的な課題として積極的に取り組んでいくことが重要なポイントになっていると思います。

## 公務職員の働き方の展望

あらためて公務員の働き方を展望してみます。今日、「地方自治」と声高々に唱える住民は多いですが、地方自治の展開の場である地方公共団体に住まう住民が責任を持って、居住地域で自治活動を進んで実践する住民は少数であります。この状況を打破するためには、

公務員が公共サービスの一環として、住民の自治活動を積極的に支援していくことが不可欠です。

地域活動には、みんなの知恵を相互に活用して知恵の普及を図ることができるリーダーの存在が必要だと思います。この求められるリーダーは、住民に限らず、公務員でも可能だと思います。住民のリーダーの場合は、住民の自発的な発意により共存・協働で活躍する組織であるアソシエーションを運営することができる人材であることが望まれます。このアソシエーションは既に地域での活動団体として存在しています。その中で、神奈川県は先進的な地域として位置づけられています。公務員のリーダーの場合は、職場に必要な基本的なスキルと気付きのあるサポート力とコミュニティサポート力を保持する人材であることが望まれます。データ処理ができ、いろんな情報を持っていて、それを適切に提供できて分析できる力を持っていることが必要とされます。リーダーに必要とされる総合的判断力と決断力を養うことも求められています。現在、DXが公務職場にも浸透し始めています。対策としては、個々の公務員にリーダープログラムなど、経験不足を補う教育訓練、スキルアップとリスキリングという学び直しの機会と場所を提供することが最適な手段だと考えています。こうした機会と場所の提供は恒常的・戦略的に推進していく必要があります。教育訓練・スキルアップ・リスキリングなどは、本人が自発的にやろうとすることを待っていては成果が上がりませんし、到底実現できません。実現のためには役所の仕組みの中に組み入れていくことが必要です。推進策としては、労働組合としての自治労が、公務員の学び直しの機会提供やリーダープログラムを提供できる職場環境を戦略的に求めていくが第一に考えられます。これは一朝一夕にできることではありませんが、社会の動きに即

応して、公務員の働き方改革を実あるものとするためには、目を見張るようなアクションを起こさない限り、変化は起きないという状況にあると思います。

## 自治研活動の重要性

新聞を読まない SNS 世代・Z 世代（1990 年代半ば～2010 年頃誕生世代）に向けてのメッセージがあります。大まかな内容は、「政治活動・労働運動・市民活動においては、確固たる目標や目的が見聞きした誰もが理解できるものとして提示されていることが必須条件であり、その内容は明快で分かり易いもので、いつでも手にすることができるものである」といったものであります。

新聞を読まない世代は、必要とする情報を新聞以外の SNS などから得ています。これはリアルタイムに情報が取得でき、即効的に活用できる利点がありますが、その時に自分が目にしたものしか入手しないという近視眼的な危険性を内在させています。

Web サイトやネットサービスなどのソーシャルメディアを活用した情報発信が定番になっています。情報の発信者は、メッセージにあるように、確固たる目標や目的を誰もが理解できるような形で提示し、情報を必要としている受信者に確実にキャッチしてもらえるように、ソーシャルメディアを活用した行動が求められています。時にはスローガンをキャッチコピースタイルで連打していくことも必要だとされています。現在、政治活動・労働運動・市民活動を実践している者にとっては、活動や運動の理念や理論を丁寧に詳細に提示していくことが重要な事で止めることは

できませんが、SNS 世代・Z 世代向けに、それに加えて分かりやすい簡便な表現によるスローガンとメッセージを提供することも必要なことだと思います。手法としては、発信者の中に SNS 世代・Z 世代の若者を加え、X・Y 世代とディスカッションを重ね、ワークグループをつくって成果を上げていくことが導入の第一歩だと思います。手間暇をかけて Z 世代を活動や運動の主体にしていくことが今、求められていると思います。

神奈川県には、1970 年代から今日まで地方自治を築いてきたという歴史があります。地方の時代に続く、平和運動と人権運動は神奈川の地方自治の根幹を成す運動であり、自治研活動の主体として今日まで継続してきています。

自治研活動は、理論や運動の方向性をみんな理解して、共に活動していくことが重要ですが、それに加えて即戦力のある情報や実用性高い情報を提供し共有することにより活動を推進していくことも重要になっています。現在、神奈川県内には 6 つの自治研センターがあります。各自治研センターは相互に連携をはかり、共同研究・共同事業を推進するために、市民シンクタンクのあり方研究会という連携交流の場を作って活動をしています。メンバーや市民に活用してもらえる情報やデータを提供し続けることを目指して活動を推進しています。取り組みとしては、現存する公務労働関連、地域活動関連、将来の地方自治体の課題などに関しての調査研究を実践的に進め、解決策、対応策などを提言しています。自治研センターは自治研活動の重要性を認識しつつ、調査研究の成果を後世に残すことを使命として、これからも活動していきます。

## パネルディスカッション「地方自治と平和・人権の現在を考える」

法政大学名誉教授・相模原自治研センター副理事長 田中 充  
神奈川人権センター理事・横須賀自治研センター理事長 早坂 公幸  
神奈川平和運動センター前事務局長 道田 哲朗  
一般社団法人勁草塾事務局 岩沢 弘秋

### 岩沢（勁草塾事務局）

本日のディスカッションは、自治労の運動にはいくつも柱があると思いますが、そのうちの大きな 1 つで「平和を守る・人権を守る」、このことにスポットを当てて、さきほどの基調提起にあった地方自治の役割をもう一度見直そうという流れになればいいのかな、と思っています。

コーディネーターのお話をいただいたとき、私には任が重すぎるなと思っていましたが、パネラーの道田さんと早坂さんはそれぞれこの 5 月、6 月に役員を退任されるというお話を伺いました。このお二人より私は少し年上ですけれども、同じ時代を、自治労の運動を共に担ってきたということで、お二人には本当に感謝を申し上げたいし、敬意を表したいと思い、この役を引き受けさせていただくことにしました。

申し遅れましたが、私は勁草塾という政治塾（この団体は組織内議員であった齋藤勁さんが代表を務めています）の事務局をやっている岩沢と申します。もともとの出身は自治労横浜です。よろしくお願いいいたします。

それでは早速ですが三人のパネラーの方をご紹介します。

まず道田哲朗さんです。平和運動センターの前事務局長で、自治労神奈川県本部では副

委員長を務めた方です。次にオンラインからの参加ですが、早坂公幸さん。人権センターの前事務局長で、自治労神奈川県本部では書記長などを歴任された方です。最後に法政大学名誉教授で相模原自治研センター副理事長を務めていらっしゃる田中充先生です。先生は、後でお話が出てくと思いますが、いわゆる「戦車闘争」から 50 年を経て、昨年、「相模原における戦車闘争の意義と承継」というブックレットの作成にかかわられました。

実はもうひとつ、この企画の中で皆様にお伝えしたいことがあります。さきほど人権センターと平和運動センターの事務局を担ってきたお二人が退任されるということをお話ししました。また、戦車闘争ブックレットも「継承する」ということが大きな視点として書かれています。ぜひこのディスカッションの中で、「伝える」ということ、「継承する」ということを皆様に少しでもお伝えできれば、この企画は成功かなと思っています。

それでは、まず道田さんからお願いします。私自身、幾度となく国会デモに行きましたが、いつも神奈川の部隊のデモ指揮をしていた道田さんの姿が焼き付いています。道田さんには、自己紹介と平和運動センターの取り組みの概要、その中で印象に残ったことなどをお話しただけたらと思います。

## 道田（平和運動センター前事務局長）

今年5月末に神奈川平和運動センターの事務局長を退任しました。この間、多くの皆さんから多大なご支援、ご協力をいただき、あらためて感謝いたします。

私は1981年、自治労神奈川県本部の書記として入局し、82年の人勸凍結や調査局、組織局などの自治労県本部の業務に携わってきました。1980年代の後半からは政治部長や政治局次長という肩書で神奈川平和運動センターや人権センターの発足に関わってきました。

思い出になることをひとつ是非この機会にお話ししたいと思います。1998年12月11日に「南京1937」という映画の自主上映運動に取り組みました。台湾と日本の映画関係者が自主制作として「南京事件」を題材にしたものです。この映画が完成されると同時に、全国の右派のグループ、右派と言っても今のネット右翼、あるいは日本第一党のようなヘイト団体ではなくて、でっかい宣伝カーで戦闘服で、旧陸軍かと思うようなスタイルの右翼が「この上映を絶対させない」という決議をし、全国で大々的な上映阻止運動を行います。そもそも南京事件は1937年（日中戦争中）に日本陸軍が首都南京に進軍した際に起こります。日本陸軍の南京攻撃は12月12日に始まり、南京政府は1週間前から戦線を後退させていて無防備な状態だったのですが、しかしいろいろな噂があって無辜（むこ）の民、武装していない丸腰の中国の人々を殺戮したという、本当に歴史的な汚点を残す事件が起こります。これは明らかな戦争犯罪の事件です。

映画「南京1937」は、南京事件の記憶をどのように残し、21世紀を迎えるべきかを意識して作られました。歴史認識を巡る問題で、20世紀の歴史をどのように取り上げようとしているのかという意味、台湾と日本の監督の意思が伝わってくる映画です。これを横浜のジャック&ベティという映画館（この地域労働

文化会館から300メートルも離れていない小さな映画館）の館長が上映を決意します。そうしたら3日目に右翼が館のスクリーンを切り裂いて上映できなくなった。これが問題の発端です。そこからいろいろなドラマがありますが、この会館のすぐそばで起こった、地域でこうしたことが起きたことについて看過するのかどうか。切り裂かれた上映を労働組合と市民は、もう一度上映をできないかと議論が起こります。神奈川平和運動センターや歴史教育市民の会が中心になって議論してきましたが、「よしやろう」という結論になったのです。神奈川の地で真の国際化を考えてきた私たちも、20世紀をどのように終わっていくべきかという問題意識があったのです。しかし、この自主上映会運動は、労働組合だけでもできなかったし、市民運動だけでもできなかったと思います。上映できたのは共闘運動があったからです。共闘運動という連帯と協力関係がなければ出来なかったと思います。

上映は南京事件が起こった12月を意識して行いました。最初に問題となったのは上映の会場です。横浜市栄区に地球市民かながわプラザという県立の施設があります。長洲知事時代に国際的な歴史展示ができるものをと企画されたもので、施設のコンセプトは加害の歴史と被害の歴史をそのまま展示していくというものでした。私たちが、県の地球市民かながわプラザに映画の上映を申請すると、一旦は「開催できる」と県側から感触がありましたが、右翼がたくさん来て大騒ぎになるので勘弁してくれということで、突如、会場使用が不許可となったのです。「県立施設が会場使用不許可」「県の歴史認識問う声」などの見出しで新聞でも大きく報道されました（1998年12月1日朝日新聞）。茅ヶ崎市や川崎市でも上映されましたが、右翼団体の激しい抗議活動があったと報じられています。

最近、「表現の不自由展」の公的会場の使用

問題がセンセーショナルな政治問題となりましたね。「南京 1937」上映運動も横浜、神奈川での地域の政治問題でした。神奈川県に抗議しながらも、他方で横浜市の施設使用を追求し、横浜市中区の市立開港記念会館での上映にこぎつけることができました。この時、上映会場はどこも右翼団体の抗議をガンガン受けているので、歴史教育市民の会と神奈川平和運動センターで上映のための防衛組織を作らないといけないということになったのですね。横浜市内、神奈川県内の多くの労働組合、市民団体に協力してもらって、上映会を守る動員者を募りました。でもこれは普通の動員とは違います。ある労組のKさんに相談したら、「状況が厳しくなって、動員者を撤退させる場合もあると思うけど、撤退するのが一番難しいよ」と親身になって示唆してくださったのを覚えています。いざとなつて、観客を退館させたり、フィルムを保護する方法や動員者も逃がすシミュレーションも何パターンか事務局で検討したりしながら開催を準備しました。ある種の気負いもありましたが、神奈川の市民、在日外国人の人々が、この映画の帰趨を見ているだろうな、という感慨が私たちの背中を押してくれていたと思います。

こうして1998年12月11日の土曜日に午後2回上映しました。県警から機動隊が900人。それから全国の右翼の宣伝カーが170台来しました。この時ばかりは、上映の妨害はさせないという一点の目的で、神奈川県警とも協力しています。多くのマスコミ関係者も現地に来ました。入り口で数回、緊張した場面がありました。なんとか2回の上映を無事終了させることが出来ました。

スクリーン切り裂き事件から自主上映運動に発展しましたが、自治労だけではとても取り組めませんでした。平和運動センターに集う他の労働組合や市民団体との共闘運動ができたことが大きかったと思います。

加害の歴史について、なかなか今、私たち自身も組合員の中に伝えきれていません。1996年頃から新しい歴史教科書をつくる会が活動しだしたり、第一次安倍内閣では「慰安婦の強制連行はなかった」などという政府答弁を閣議決定したり、教科書問題をめぐって歴史修正主義的な動きが強まります。この歴史認識をめぐる反動化、右傾化というのは周到に計画された巧妙で政治的な動きでした。歴史認識をめぐり、「河野談話」（1993年、慰安婦関係調査結果発表に関する官房長官談話。日本軍の関与を認め「おわびと反省」を表明した）、「村山談話」（1995年、「戦後50周年の終戦記念日にあたって」と題する総理大臣談話）が否定され、覆っていく過程が、ちょうど20世紀の最後の総括期に吹き荒れてきます。若き政治家だった安倍晋三さんも、「いつまで日本は中国、韓国に謝罪しなければならないのか」という、歴史事実をみない「歴史コンプレックス」を焚き付けたナショナリストの一人でした。

そして、これに反応して韓国・ソウルなどを中心に反日運動が起こります。日本大使館前の抗議行動や平和の少女像などの運動です。このような反発が起き上がるのは当然でしょう。元軍隊「慰安婦」に軍の関与と強制は無い。南京事件はデッチ上げ、日本の植民地政策でその国の近代化は進んだ、などと言う歴史の改ざんが与党から組織的に行われてきたのですから。しかし、事態を観察すると、韓国や中国での抗議デモの「反発」に触発されて、日本の街頭でヘイトスピーチが起きてくるのです。「反発」に対する「反発」です。こうした流れの中で「南京 1937」上映事件もあったのだと思います。

**岩沢** ありがとうございます。次に早坂さんをお願いするのですが、私の現役時代、県本部の早坂さんに2回助けていただいたことが

あります。3.11 東日本大震災のあの日、多分、春闘だと思うのですが、東京で動員があって、横浜の組合員が東京から歩いて帰ってくるということになり、全員の安否が確認できるまで、単組事務所にずっと待機していました。深夜になって全員の安否が確認できたのですが、当時、私は自宅に介護の母親が1人でいたものですから、まったく連絡もとれず、どうしても家に帰らなければいけないのに、帰る方法がなかったのです。そうしたら早坂さんがどこかで聞きつけて、深夜に電話をくださって、「これから帰るから一緒に車に乗っていきましょう」と。真っ暗な横横道路を走って、横須賀を降りても信号が真っ暗で。本当に感謝しています。次はそんな思い出もある早坂さんをお願いします。同じように、自己紹介、そして人権センターの取り組み、印象に残っている取り組みなどをお話してください。

#### **早坂**（人権センター前事務局長）

コロナ禍の影響でオンラインで参加しています。私は米軍基地や自衛隊基地があって、朝鮮学校や被差別部落もあった横須賀で育ちました。今から40年ぐらい前になりますが、30歳ぐらいのときに横須賀市職労の運動に参加するようになって、それ以降、ずっと自治労の一員として活動してきたと自負しています。市職労の書記長、委員長、県本部の副委員長、書記長、そして連合神奈川の副事務局長、それぞれのステージで与えられた任務はさまざまだったのですが、常に労働者の視点で運動に取り組んできたと思っています。そして最後に与えられた任務が人権というテーマだったのです。市職労時代には賃金労働条件の改善闘争を第一にやっていたのは当然なのですが、基地の街ということもあって平和闘争が私の中では非常に重かったですね。米空母横須賀母港化の阻止闘争では、三浦半島東端にある観音崎でテントを張って、米空

母が浦賀水道に入って来るのを、前の晩から宣伝カーで行って泊まり込んだという思い出もあります。あのときは大雨が降って大変でした。

神奈川人権センターの取り組みについて少しご紹介します。「外国につながる県民に配慮した行政サービスの実施に関する要望書」を昨年12月に神奈川県知事に出しました。コロナの感染拡大に伴う特定定額給付金の給付やワクチン接種などについて、外国人住民に十分情報が伝わるようにと、県内の自治体にも要請してきました。

東京オリンピック・パラリンピックの大会組織委員会の森喜朗会長の女性蔑視発言に対しては声明を出して、即時退任を求めました。

川崎市在住の方から新幹線内で人権侵害を受けたと相談が寄せられ、JR東海に質問書を出したりもしました。グリーン車に座っていたこの相談者に客室乗務員がいきなり「ここは指定席です。自由席は前のほうの車両ですから、移動してください」と言ったのだそうです。ふつうは「グリーン券を拝見」というのが最初でしょと。当然と言えば当然ですが、この客室乗務員は初歩的な間違いを謝罪したのですが、ルッキズムに対する企業の姿勢はただしておかなくてはなりません。随分時間がかかりましたけれども、相談者を含めJR東海と複数回、話し合いを持ちました。

今年是全国水平社創立100年の記念の年です。1922年3月3日、京都市の岡崎公会堂に各地の被差別部落から続々と集まった1000人の参加者で全国水平社創立大会が開かれました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と高らかに宣言された水平社宣言は、部落問題にとどまらずあらゆる人権に関わる人たちに多大な影響をもたらしました。「水平社宣言」から100年経った現在、部落差別はしぶとく生き続けています。部落の生活は改善し、面と向かって差別行為をする人は少なくなってきました

たが、根っこにある部落に対する差別偏見はなくなるし、むしろ悪質な差別が増加していることに関心を向けなくてはなりません。

在日米軍基地で働く基地従業員が受けるパワハラなども深刻な事例が続いています。基地従業員の雇用主は日本政府ですが、通常の企業のようにパワハラで体調を壊した従業員に対する企業主責任がまったく果たしていません。全駐労が雇用主の防衛事務所と交渉しても日米地位協定という鉄の鎧で守られたアメリカ人の基地監督者には届きません。米軍基地内の人権を守るたたかいは大切なたたかいなのです。

神奈川人権センターでは、女性や障がい者、こども、高齢者など分野別の人権相談を受けています。2011年から2021年の11年間の相談件数を見ると、「女性」が年平均1,500件、「移住外国人」が同じく2,300件、「こども」が同じく300件などという状況です。いずれも減少傾向にあるとは言えません。相談が解決につながればいいのですが、なかなか難しいところです。

鎌倉市議会議員の議会内外の発言が民族差別に基づく差別発言であると認定された裁判闘争にも関わってきました。自治労神奈川県本部と共に「支える会」を立ち上げて、裁判闘争を支援してきました。差別発言をしたのは鎌倉市議会議員（当時）の上畠さんという方ですが、県本部職員の金秀一さんとは一面識もないのに市議会で「参議院議員の名刺をちらつかせて団体交渉にきた」「私、出身が出身だけに本当に怖い」などと発言したのです。金秀一さんは鎌倉市社協と社協労組との労働争議に参加していましたので、労働争議への市議会議員の不当な介入とも言えるのですが、ともあれ金秀一さんが在日コリアンであるという出自を理由とした差別発言の違法性を問う、という裁判闘争でした。判決では、すべてではないものの上畠さんの発言は在日コリ

アンに対する差別意識を前提に、在日コリアンという出自を理由に不当に貶める差別発言と認められる、と判示しました。判決内容の勉強を含め、ヘイトスピーチを許さない取り組みの一助としていきたいと思います。

**岩沢** ありがとうございます。次に田中先生にお願いしたいと思います。相模原自治研センターの取り組みや、さきほどご紹介しましたが、50年前の戦車闘争について昨年、ブックレットにおまとめになったということで、発行に至った経緯などもご紹介いただければと思います。

**田中**（法政大学名誉教授）

ご紹介ありがとうございます。私からは、相模原自治研センター20年のあゆみと50年前に相模原で起きた戦車闘争の総括についてご紹介したいと思います。50年前の1972年に、米軍の戦車が県内自治体の現地から戦地に搬出されるという、今では考えられないような事態がありました。それに対して当時の市民や労働者、政党・団体、多くの学生が集まり、体を張って抵抗した。そして、実質的・物理的に一定期間、米軍戦車の搬出を止めたという運動、戦車闘争がありました。これについては後ほど詳しく触れたいと思います。

まずは簡単な自己紹介です。現在、相模原自治研センター副理事長で、法政大学名誉教授という肩書をいただいております。今年3月末で大学を定年退職しました。大学に移る前は川崎市職員として23年間勤務していました。私自身は、環境問題が専門分野で、かつては自治労の全国自治研集会で環境自治体づくり政策アドバイザーなどを15年ほど務めていました。

次に相模原自治研センターの活動を紹介させていただきます。相模原自治研センターは今から21年前の2001年4月に設立されて、

県内で6番目の自治研センターだったと思います。センターは、地方自治に関する資料の収集、調査・研究、政策研究、市民団体との情報交換、学習会の開催、そして出版活動が活動の柱です。先ほどご紹介があった「戦車闘争」ブックレットの出版は、政策研究、調査・研究、出版活動という位置づけになるかと思います。また、組合員や市民向けに地方自治を学ぶ連続講座やシンポジウムも行ってきました。

相模原は基地の街でもあります。それについて、1970年代以降の早い段階から相模原市内のいくつかの米軍基地や施設跡地が返還されてきたのですね。おそらく戦車闘争を運動した側として、戦車は最終的には止められなかった部分はあるけれども、運動をしたことがこうした基地闘争の、ある意味プラスの面として残され、その遺産として基地返還に繋がった。こういう評価はあってよいと考えています。

続いて戦車闘争についてふり返ってみます。戦車闘争は、50年前の出来事です。1972年8月から11月の約100日間にかけて、戦車を止める戦いが相模原駅近くの「相模総合補給廠」という米軍施設の周辺であったのです。

かつて相模原は「軍都」と呼ばれていました。日本陸軍は、東京都心部の郊外に、例えば厚木や相模原、朝霞、福生などに首都防衛のために基地を整備しました。相模原には広大な土地がありましたので、さまざまな陸軍施設が配置されてきたという歴史的経緯があります。敗戦後、これらの施設はアメリカに接収されて米軍基地が置かれることになりました。

1964年にアメリカの本格的な介入が始まったベトナム戦争において、日本の米軍基地が関わるわけです。ベトナムで戦っている米軍の後方支援基地としての役割を相模原の施設が果たします。相模原駅北側の広大な一角に

ある相模総合補給廠に、ベトナムの戦場で破損した戦車や装甲車が運ばれてきて修理する。修理された戦車や装甲車は補給廠の中で試験走行などを行ったり、あるいは町田市側に移動して戦車道路と呼ばれるところで走行テストを行ったりした後に、ベトナムに送り返すということが行われていました。

ベトナム戦争全体の流れからいえば、最後に近い時期になりますが、1972年5月にこうした戦車の修理と搬送が行われていることが顕在化します。そこで、1972年8月に相模補給廠から搬出された米軍戦車が横浜ノースドック（アメリカ軍の港湾施設）手前の村雨橋（横浜市神奈川区）において反対運動によって「通行止め」にあいます。横浜ノースドックから修理された戦車がベトナムに向かって船で搬出されるわけですが、ノースドックに向う村雨橋の手前で、市民や労働組合の皆さんが阻止線を作って戦車を止めたのです。

当時の横浜市長の飛鳥田さんは、道路法の車両制限令に反すると通行を禁止するという判断を行います。戦車は結局2日間そこで立ち往生した後、相模原に戻るという経緯がありました。これをきっかけに、相模補給廠の正門（西門）前から国道16号につながる道路一帯にテント村が出現し、補給廠から搬出される戦車をともかく国道16号線に出さないように監視活動をする、こうして、いわゆる「戦車闘争」が始まるわけです。この運動が8月上旬から11月の約100日間にわたって続くことになります。

相模原自治研センターでは、50年の節目を迎えるこの戦車闘争の経緯をきちんと検証し、将来に承継する活動を2021年から始めました。まずは、すでに50年前の出来事で資料やデータ、関係者の記憶も散逸しつつありましたから、それをともかく収集し時系列に整理し、当事者による闘争の意義や経緯を振り返る座談会を行うなどして、それらを報告書として

まとめました。

そして、この内容を市民の皆さんにも手に取って分かりやすく読んでいただけるようにコンパクトなブックレットを作成し出版することとしました。ブックレットを発刊することによって、ある意味、地域社会に報告ができた、還元ができたかなと思っています。ブックレットは、いくつかの新聞でも取り上げていただき、市民の方々から多数の問い合わせをいただいています。

戦車闘争が相模原にもたらした影響は何かを考えたとき、1つはベトナム戦争と私たち日本社会が繋がっていることを見える化したことがあげられます。当時の日本の置かれている立ち位置であるとか、社会構造の中で、私たちはどこかでベトナム戦争に加担していることを可視化したことだと思います。

2点目には、この闘争が行われたことは当時の人々が持っている戦争反対という意識と繋がって、その意識を高揚させたのではないかと思います。戦争反対という機運を日本社会に拡大させた、これが意識的な面で私たちの社会に大きな影響を与えたと考えています。

3点目は、物理的な側面ですが、市民生活とは無縁に市内に相当な米軍基地があることが私たちの目前で顕在化してくるわけです。そうすると、これに対しておかしいのではないかと基地反対運動が広がり、当時の市長は保守系だったのですが、市長や行政も含めて、広範な市民を巻き込んだ基地返還運動が拡大していきます。結果として、いくつかの米軍基地や施設が返還されることになりました。基地反対の取り組みが物理的な意味でも1つの成果を挙げることができたのではないかと評価しています。

以上、少し長くなりましたが、相模原自治研センターの紹介と、戦車闘争の経緯と意義についてご報告させていただきました。

**岩沢** ありがとうございます。3人の方からそれぞれの立場で大変貴重なお話を伺うことができました。これから二順目に入りますが、まず道田さんと早坂さんにお伺いします。それぞれ、次の時代に伝えるという視点からお話をお願いしますでしょうか。道田さんお願いします。

**道田** 1960年代に自治労本部の書記長だった安養寺俊親さんがこういう言葉を残しています。「労働基本権を獲得する道は、平和憲法が貫徹される同じ過程にある」と。私は安養寺書記長の時代にいませんけれども、言い伝わった言葉として頭の奥に残っています。戦後、日本社会は平和憲法を獲得したけれども、それを実現していくという、平和と民主主義を実現する過程の中でしか、奪われた地方公務員、国家公務員の労働基本権の回復はない、ということです。平和憲法を守っていく社会ができなければ、労働基本権の回復も政治活動の本格的な自由も戻ってきません、という意味です。役場の中で仕事をするだけでなく、地域で行われている平和活動に出なさい、自治労自身が社会の改革に向かって積極的に外に出なさい、という示唆です。それが自治労が平和運動に携わってきた理由です。平和運動が「自治労のアイデンティティ」と言われた出発点です。

先ほど紹介した映画「南京 1937」の上映運動も、上映会をやるのかやらないのかという二つの選択肢の中で「やらない」という選択もありました。けれども、やらないということは、目を背ける、何もしないということでした。自らの課題として自分たちの住んでいる地域の素朴で現実的な民主主義の問題だと。そして、やっていくための条件は共闘運動しかないという見通しでした。しかし組合員に「やろう、やろう」と言うだけでは現実の活動として成立しません。自治労や一部の組合だ

けでなく、多くの組合が協力し合う態勢がなければ実現できません。

20 世紀のおわりに、戦争の被害の歴史だけでなく、加害の歴史について、労働組合が向き合うことの大切さを共闘運動の中で、分かち合うことが求められていたのです。

映画「南京 1937」の上映運動は、私たちのいる地域の政治問題となった課題でした。平和と民主主義の取り組みは、個々の具体的課題に、組織的に、また実務的に取り組むことが大切なのではないかと思います。地域で起こっている課題自身が、労働組合と市民の活動の接点です。原子力空母母港化反対のたたかいや、ヘイトスピーチを許さない現地のたたかい、選択的夫婦別姓の問題にどう取り組んでいくのか、ひとつひとつの政治問題を抜きに洗練された民主主義の実現というのはいえない、そのように思います。

神奈川平和運動センターが取り組んできた課題の中から何点か紹介します。2021 年 2 月から 9 月の間（ちょうどオリンピックを開催している期間です）、CBRN 訓練（シーバーン訓練。化学 Chemical、生物 Biological、放射線 Radiological、核 Nuclear の頭文字をとった防護訓練）というものが、飛行場である厚木基地で、米軍の特殊部隊が派遣されて行われました。テロリズムに対する対応訓練で約 200 人が、半年以上、米海軍厚木基地にテントを張って訓練をしたのです。厚木基地の歴史でこれまでになかった訓練です。

その年の 2 月 26 日、神奈川平和運動センターは外務省、防衛施設省とこの訓練の是非について交渉を持ちました。この交渉に先立って、神奈川県基地対策課や厚木基地の 3 市（綾瀬市、海老名市、大和市）とも話し合いを持ち、国からこの訓練について、どのような説明がされていたのかを問いただしながら、国との交渉に臨んだのです。県ほか近隣市は、「国から、米軍はこの訓練で危険なものは持ち込

んでいないと説明をされた」と答えてくれましたが、実際に国は、米軍が持ち込んでいる物資について何ら検証を行っていない、ということが判りました。国は、「米軍は訓練で危険なものは持ち込んでいないと言っている」と米軍の言葉を外務省は繰り返すばかりで、CBRN 訓練の内容さえ把握していませんでした。しかし、何を「危険物」の基準にしているのか問題の基礎が曖昧なのです。たとえば、アメリカの基準では、水酸化ナトリウムは危険物の指定ではないものですが、日本の基準では危険物指定です。米軍は水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）を除染剤として頻繁に使っている実態で、この点、交渉で、「国の言う危険物とは何を指すのか？」を質しました。外務省の担当官は何も答えることは出来なかったのです。国自ら独自に検証もしないで、「米軍が言っているから危険ではない」という虚構が、自治体段階では「今度の訓練で危険なものは持ち込まれていない」という「事実」に化けていく過程。ここに問題があります。この出来事は、厚木基地の使われ方の変容を現わしている問題であると同時に、「基地行政」というものの空洞化も現しています。私たちの運動に協力してくれているメンバーが、横浜ノースドックの監視活動を続けてくれています。CBRN 訓練で陸揚げされた物資に限らず、当該市である横浜市に何らの事前了解もなく、現に危険物が持ち込まれているのです。

もう一つ、強調しておきたい問題があります。日米地位協定を改正せよ、という運動についてです。日米地位協定の不平等性、そして治外法権的な内容を正せという運動、これはもちろん正しいのですが、現在の状況は日米地位協定さえ守られていない実態が、私たちの知らないところで進んでいるという点です。日米地位協定には、日本の法律の除外事項、つまり国内法が適用されず米軍にだけ認められている行動、権限、地位が網羅的に定

められています。この特権自体が、不当な治外法権ではあるけれど、この地位協定に規定されていない「特権」が今日、急速度に拡大しています。

その一例が、米軍機の自由な飛行訓練です。日米地位協定には、米軍機の行動について、基地と基地の間の移動、基地の上空、そして米軍に提供されている提供訓練空域の訓練しか記載されていません。しかし、米軍基地上空の飛行や提供された訓練空域の飛行にとどまらない米軍機の飛行が、現在さかんに行われています。1997年の日米ガイドライン（日米防衛協力のための指針）あたりから、国民も、基地のある自治体も知らないところで、米軍基地以外の米軍訓練を日本政府が認めている現実があります。

日米地位協定を超えた米軍の運用（じつに運用というレベルを超えた）が、まざまざと展開されているのに、その法的な解釈について日本政府は一切開陳していません。アメリカの戦略により、また現在の日本政府の隠れた方針により、日米同盟の進化が、地位協定などは軽く踏み越えて進んでいる姿を、私たちは見せつけられています。日米地位協定を改正せよという運動と同時に、これに一見相反する方向となりますが、地位協定を順守せよという運動の二つが、今日の課題として求められていると考えます。

日米地位協定の現状について自治研活動でも調査・研究をお願いしたいと思います。

**岩沢** ありがとうございます。次に早坂さんをお願いします。

**早坂** 「すべての人は人であるだけでかけがえない尊い大切な存在として守られなければならない」

これは世界人権宣言の言葉ですけれども、このことを基本に、法によらないで拘束され

ない権利や教育を受ける権利などが法律によって規定されているということですね。大事なことは、自治労が平和運動や人権センターの人権課題の活動に関わっている理由を考えることだと思います。自治労は運動の中心に平和と人権を掲げています。もともと自治労は住みよいまちづくりを目指してさまざまな取り組みをしてきました。それぞれの地域で安心して安全に暮らしていくためにはこの2つの柱が欠かせないものだった。私たちの周りにはハラスメントや犯罪、事故や災害、貧困や格差、紛争、戦争など、さまざまな問題が溢れています。こうした問題を連携して解決に向けて取り組んでいこうということで、地方自治研究、自治研活動があるのだと思っています。

人権という視点は、現実の具体的な問題を考えていくときの大きな支えになるものであると考えています。しかし、実際には人権の視点から十分な対応がとられているとは到底言い難い事例がたくさんあると思います。

若い世代に伝えたいことがあります。ひとつは、自治体においては職員が人権の視点を持つということの大切さを知って欲しい。これは組合活動においても同じだと思うのですが、人権の視点とは具体的な課題を考えていくときの大きな支えになるから、ぜひこの視点を常に持ち続けて欲しいということ。2つ目には、自治体の施策は住民の一番近いところで基本的人権の尊重を具体化していくことにあるということをぜひ知っておいていただきたいということ。3つ目には、自治体の職員構成なのですが、全職員の約40%は女性職員です。行政運営や住民サービスに対する行政の施策にもっと女性の視点を取り入れていくような努力が必要だと感じています。県内の全自治体に要請行動を毎年行っていますが、大規模災害のときの避難所の運営について女性の意見がどれだけ反映されているのか非常に

不明確だ、と申し入れています。赤ちゃんと一緒のとき、生理のとき、トイレの対応など個々の課題について非常に不十分ではないかと。そういった視点が欠けているということを感じます。4つ目は、何よりも大事なことは行政のトップが人権について正しい知識、認識を持っているということです。それを抜きにしては自治体の施策がより良いものになっていくとは到底考えられません。多様性ということをどのように受け止めて、その多様性を認め、社会で生きていくことができるようにするのかを考えることは人権問題の1つであるということを知っていただきたいと思います。SDGsの17項目の目標は人権問題に深く関わっているということを知っていただきたいと思います。こういったことを常に念頭において行政運営、また組合活動に生かしていただければということを感じます。

**岩沢** ありがとうございます。それでは最後に田中先生にちょっと無理なお願いになりますけれども、総括的に、自治労の運動、また自治研の活動に対する先生のご意見等をお聞かせいただきたいということと、それから今日の地方自治を考えるにあたって忘れてはいけない点をお話しいただいて、まとめとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**田中** まず最初にお二人の話を伺ったの感想を述べます。あらためて、平和や人権の価値というのは、これまでは当たり前のように思っている日常の中で意識化することがなかなか難しい、あって当然のこととして私たちは受け止めているという印象を持っています。つまり、平和のことで言えば、2月にロシアのウクライナ侵攻があり、私たちは戦争と紙一重のところにいるという認識が、あらためて呼び起こされたわけです。これまで、平和の

状態に置かれていることが大きな前提になっていた。また、人権は普遍的な価値であり、基本的に守られるべきというのが大きな前提になっていた、当たり前になっていました。そういう認識に対して、今日お二人のお話を聞いて、それは異議申し立てをしたり抵抗したり、あるいはそれを守る運動をしたりすることによってはじめて受け継がれていくし、高められていく、そういう普段の取り組みが必要であるということを感じました。

普段のたゆまない取り組みが非常に重要で、1つひとつのことを捉えて異議申し立てをしたり抵抗したりする。そうしていかないと、つまり何もしないと、少しずつそれは失われる価値だということあらためて認識した、ということです。これが1つ目の感想です。

2点目は、地方自治との関連についてです。地方自治に携わっている公務員の皆さんは、住民の健康と福祉の確保という、地方自治の本旨に沿ってお仕事をされています。労働組合の立場に立てば、そうした住民自治の発展と同時に、働く者として基本的な人権であったり労働環境についても配慮していくという、そういう二面性があるかと思います。このような地方自治であれ、あるいは労働環境であれ、労働者としての人権であっても、その大きな根底には平和と人権が位置している。さきほど言った当然の価値が、実は地方自治の前提になっているという構造にも気付かされたということです。

地方自治が、本当に住民の安全と健康、福祉の向上を確保するためにも、まず平和でなければいけないし、1人ひとりの人権が守られなければならない。そういう社会環境や社会的状況でなければいけないということだと思います。一例として、ウクライナの人々が侵攻を受けて、今、数百万人が避難されている。そうしたときに、前提としてきた平和がなくなり、前提としてきた人権が損なわれている

わけですが、そうした人々の状況と今の日本の状況、私たちの身の回りの状況を比べてみると、あらためて地方自治の前提である平和、人権ということが大きな価値を持っていると思います。

お二人の話を伺って、あらためて地方自治の在り方、その基本的な価値である平和と人権を守っていくことがきわめて大事だということ考えた次第です。

その上で、自治研センターの在り方について少し言及したいと思います。自治研活動の存在意義はどこにあるかということです。一言で自治研活動の在り方を私なりの言葉で規定すると、地方自治・住民自治を、その前提である平和・人権も含めた多様な価値を、あるべきものとして進化させる、掘り下げていく、普及拡大していく、自治研活動にはこうした大きな役割があり、その下で、自治研センターは組合と行政と市民、その3者の結節点、ちょうど交差する立場にある。このように再定義してはどうかと考えています。

在り方を定義するという言い方があります。例えば、自治研センターはなんのために存在しているのか、この社会に置かれている意義はどこにあるのか、ということあらためて確認する。すると、自治研センターはこうした組合と行政と住民、市民の結節点、その交差する場所に位置している。そういう再定義ができるのではないかと考えています。

その上で、自治研センターは組合とは違ったり行政とも違ったり、また住民とも違ったり。それぞれの異なる視点を出すということが第一の役割ではないかと思えます。例えば、労働組合とすると、労働環境の問題を中心に働く者の立場を考えていくこととなりますが、そうした運動において市民的な価値観、地域的な視点を提供していく。これが組合員の意識に、あるいは価値体系に多様性を与えるということになると思います。ですから、一面的な価

値ではなくて、さきほども出た多様な価値を持つという役割が自治研センターに課せられており、それは逆に、住民側に対しても、行政の視点であったり、あるいは労働組合の価値観を伝えていく。そういう相互交流の橋渡しをしていくことがポイントではないかと思えます。これが自治研センターの2つ目の課題です。

そして3つ目です。これは冒頭の佐野理事長の基調講演にもあった、地域の課題を見出して掘り下げるという役割です。地域の課題というのは、表面的には現象として発生するわけですが、その背景に潜む構造があるわけですが、そうした構造を顕在化させ、可視化していくことが大事であり、そうした問題の発見と構造化、そして伝えるという働き、これがセンターの大事な役割になる。そのためには、自治研センターはある種の分析力も必要ではないかと考えます。そういう意味から、センターには研究員スタッフが置かれていますが、ある種の研究的、分析的視点を持って地域課題、社会課題を分析していくことは大いに重要ではないかと考えています。

そこで、例えば地域の課題として、これからどういう方向に取り組んだらよいか。今日、直面している大きな問題の1つは新型コロナ問題です。大変厳しいコロナ禍の中で、ウィズコロナ、アフターコロナという言い方がありますが、こうしたコロナ禍の中で職員の働き方、自治体行政の在り方、そして住民の生活や暮らしの在り方をどう考えていくか。また、これからますます激しくなる気候変動、地球温暖化にどのように立ち向かうか。それから平和、人権のようなもっとも普遍的な価値をどうやって守ったらいいか。

SDGsの17の目標がありますが、実は熱心に運動している人にとってSDGsはあまり評判がよくありません。環境活動を行っている人からすると、SDGsのような総論を言って

いてもダメだ、各論の現場で頑張らなきゃダメだよという言い方が常になされます。私の理解では、各論で頑張っている人はそれぞれ各論で頑張っていけばいいわけですが、しかしその各論だけではやはり収まらなくて、その各論から外れている価値、例えば気候変動問題でいえば経済格差と貧困であるとか人権という問題は、実は気候変動がそうした格差であったり人権に対してある種の侵害をひき起こし、低下させていく側面があります。総じてすべての項目や課題が直接的、間接的に関係しているわけですが、そうした関係性を意識しながら各論に取り組んでいく。これがSDGsの本位ではないかと思います。少し脱線しました。

つまり、自治研センターにはそうした地域社会が直面するさまざまな課題に対し、すべての課題を一気にというわけにはいきませんが、順位をつけながら地方自治の観点を踏まえて新しい生活の在り方や働き方といったことをぜひ提示していきたいし、提示していただけることを期待したいと思います。ウィズコロナやアフターコロナの社会になると、明らかに人々の行動規範、行動の基準が変わってくるわけです。働き方をみると、以前は会社に出社することが前提でしたが、今は会社に行くことを前提とする機能が7割ぐらいになり3割は在宅勤務を認めてもいいというように変化している。これは明らかに行動基準の転換が行われたというように理解できます。

こういう時代の中で、例えば公務労働のあり方をどうするのか、エッセンシャルワーカーと言われる医療、廃棄物、福祉など、人が直接関わらなければならない、立ち行かない仕事に対して、その在り方をどう考えるか。これか

らの自治研では、ぜひこうした新しい社会の中での生活様式、働く様式を考えていくことが必要であると考えています。

**岩沢** ありがとうございます。私はずっと横須賀に住んでいるのですが、1970年代は毎日のように反戦のデモが横須賀で繰り広げられました。当時、私は横須賀中央の商店街でアルバイトをしていて、夕方6時頃になるとお店のシャッター閉めて、それから臨海公園に行って集会に参加して、デモに参加する、そんな毎日を過ごしていました。そのとき、いつも自治労の旗が林立していたと思います。その頃から自分の信念がひとつだけあるのですけれども、「平和を守る」とか「人権を守る」というこの闘争には、ゴールはないと思っています。目に見えた勝利もないと思います。ですから、「平和を守る」とか「人権を守る」というのは「継続していく」こと、「持続する」こと、そのことが勝利だし、それしか勝利はないと思っています。私たちは陸上競技のリレーのように、早くは走れないけれど、バトンを着実に渡していく、次の世代に渡していくということは出来る。もしゴールがあるとすれば、それは遠い遠い未来で、国境とかがなくなる、そういう時代だと思います。それまでは着実にバトンを繋いでいくこと、それが勝利だと私は思います。ご参加の皆様、最後にお願ひしたいのは、道田さんと早坂さんのバトンをぜひ受け取っていただき、また皆さんたちが、その次の世代に繋げていただきたい。そのことを最後にお願ひして今日のディスカッションを閉じたいと思います。ありがとうございます。

## 編集後記

本号は「戦争・平和・人権と地方自治」の特集号とした。「戦争と平和」をテーマに、当センターの研究講師陣より多角的に考察していただくとともに、地方自治と平和・人権の現在について議論した第57回自治研神奈川集会の記録を収録した。

終戦から長い年月が経過し、戦争体験者が年々減少しつつある中、戦争の歴史と教訓をいかに学び、継承していくかが課題となってきた。このように、「歴史」の問題として捉えられることも多かった「戦争と平和」だが、今年2月のロシアによるウクライナ侵攻は、疑いもなく平和を享受してきた私たちに、戦争という「現実」とどう向き合うか、否応なしに突き付けた。混沌とした今だからこそ、地域に生きる人々、自治体がいかに戦争に抗い、平和を希求していくか、改めて考える意義があるように思う。

戦争の現実には平和や人権の尊さを再認識させた。各氏の論考を読むと、平和や人権は自ずからもたらされるのではなく、平和を希求する思想や市民、自治体の主体的行動などによってつくりだされてきたことに気付く。草の根、地域から平和をつくりだすために何ができるか、考えていきたい。

(野口 鉄平)

2022年 10月 25日

自治研かながわ月報第198号 (2022年10月号, 通算262号)

発行所	公益社団法人	神奈川県	地方自治研究センター
発行人	佐野 充	編集人	野坂 智也
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3		神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721		FAX 045(251)3199
	<a href="https://kanagawa-jichiken.or.jp/">https://kanagawa-jichiken.or.jp/</a>		E-mail:kjk@kanagawa-jichiken.or.jp

☆センターのウェブサイト (<https://kanagawa-jichiken.or.jp/>) をご利用ください。→



## 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000 円、賛助会員月 700 円のどちらかを選び、1 年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局  
☎ 045(251)9721へご連絡ください。

## 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80 ページ程度・定価 762 円+税) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。